

第3次 井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画

～井手町あいあい(I あい)プラン～



町と社会福祉
協議会が協力して、
1つの計画を
策定しました!



令和4年3月

井 手 町

井手町社会福祉協議会

ごあいさつ



近年、地域や家族を取り巻く社会環境が変化する中で、住民相互の支えあいや助けあい、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる地域をつくることが求められています。

こうした状況の中、地域福祉計画は、「社会福祉法の一部改正」により、その策定が「任意」から「努力義務」とされ、更に、「地域における高齢者の福祉や障がい者の福祉などの各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

町が策定する「地域福祉計画」は「理念と方向性」を、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は「具体的な取り組み」を示す計画であり、今回の策定では、その連携を更に強め、より効果的な地域福祉を推進していくため、両計画を「井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として、一体的に策定しました。

本町では、第2次地域福祉計画策定後、「学びあい 支えあい 育ちあいで築く わたしのふるさと 井手」を基本理念として施策展開して参りました。更に令和3年度は、町独自施策として「井手町出産応援給付金」や「井手町奨学金返還制度」を創設し、今後の地域福祉の担い手と期待される子育て世代や若い世代から高齢者まで、幅広い世代への支援策を推進しております。

第3次井手町地域福祉計画では、「支えあい 認めあい みんなでつくる 井手のまち」を、新たな基本理念として掲げ、住民の皆さまと行政が協働した「地域福祉のまちづくり」に努めてまいります。住民の皆さまの主体的な参画による地域福祉の推進にご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、「井手町地域福祉計画策定委員会委員」の皆さまや本計画の策定に貴重なご意見をいただきました多くの住民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

井手町長 汐見 明男

ごあいさつ



平素は、地域福祉の充実発展のため井手町社会福祉協議会に対し、ご理解・ご協力・ご支援を賜り心からお礼申し上げます

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、未だ人と人が接触する機会を減らすことが求められ、これまで人とのつながりを基本としてきた地域福祉活動が行い難い状況となっています。

一方で、地域社会における社会的な孤立など支援を必要とする人が更に増加し、地域の支えあいの重要性がますます高まっています。

こうした新たな課題について、平成 29 年 3 月に策定しました第 2 次井手町地域福祉活動計画に対する成果や反省を踏まえて、この度「第 3 次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画は、本会が目指すべき目標や地域福祉推進の基本的方向を定めるとともに、井手町と社協が一体となって、住民や各種関係機関・団体などと協力しながら地域福祉を進めるために策定するものです。

新たな基本理念は、「支えあい 認めあい みんなでつくる 井手のまち」としております。また、計画の愛称を新たに「井手町あいあい（I あい）プラン」と定め、4 つの基本目標を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

更に、計画の中には従来の福祉分野や地域福祉活動の活動者にとどまらない、様々な分野との協働や住民へのアプローチの工夫など、新たな取り組みも多く含まれています。本計画の着実な推進に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり策定委員、作業部会委員の皆さまをはじめ、地区別住民ワークショップに参加していただいた皆さま、また、アンケート調査や団体ヒアリング調査にご協力いただきました皆さま方に、心からお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

社会福祉法人 井手町社会福祉協議会
会 長 脇田 武勝

目次

第1章 計画の策定について.....	1
1 計画の概要	1
第2章 本町の現況.....	5
1 統計データからみる状況.....	5
2 本町におけるこれまでの取り組み.....	15
3 住民アンケート調査からみる状況.....	18
4 団体ヒアリング調査からみる状況.....	33
5 ワークショップからみる状況.....	35
6 本町における課題	36
第3章 計画の方向性.....	37
1 計画の基本的な考え方	37
第4章 施策の展開.....	40
基本目標1 安心・安全な地域づくり.....	40
基本目標2 ふれあい、支えあう地域づくり.....	48
基本目標3 適切な支援につながるができる地域づくり.....	53
基本目標4 人が学び育つ地域づくり.....	58
第5章 12地区の取り組み	64
第6章 計画の推進にあたって.....	76
1 計画の推進体制	76
2 計画の進捗管理	76
資料編	77
1 井手町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	77
2 第3次井手町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	78
3 井手町地域福祉計画及び地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿.....	79
4 井手町地域福祉活動計画作業部会委員名簿.....	80
5 計画の策定経過	81

第1章 計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化や人口減少が進み、地域における助けあいや支えあいの基盤が年々弱まっています。人口減少が本格化することで、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少し、地域社会の維持・存続が危惧されています。

これまでの社会保障制度では、高齢者、障がいのある人、子どもなどの対象者ごと、生活に必要な機能ごとに人々の暮らしを支えてきました。しかし、近年では様々な分野の課題が絡みあって問題が多様化・複雑化しており、個人や世帯単位で複合的な支援を必要とする状況も増加しています。

このような社会構造や暮らしの変化を踏まえ、地域における人と人とのつながりを再構築することが喫緊の課題となっています。誰もが役割を持ち、互いに配慮し存在を認めあい、支えあうことで、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域住民が主体的に地域課題に取り組む仕組みづくりや、分野の縦割りを超えた総合的な相談支援や公的福祉サービスの提供、人材育成を進めてきました。平成30年には社会福祉法が改正され、多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が目指されるとともに、地域福祉計画の策定努力義務化や福祉関連計画の上位計画としての位置づけが示されました。また、令和2年の社会福祉法の改正では、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

本町においても、人口減少や少子高齢化が進むとともに、個人の価値観や生活スタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などによって地域のつながりが希薄化し、地域での見守りや支えあいが難しくなっている状況があります。住民相互の支えあいの仕組みづくりとともに、生涯にわたって地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

「第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）は、以上のような社会情勢の変化や国の動向、本町の状況を踏まえ、本町が目指すべき目標や福祉施策の基本的方向を定めるとともに、井手町と井手町社会福祉協議会が一体となって、住民や各種関係機関・団体などと協力しながら地域福祉を進めるために策定するものです。

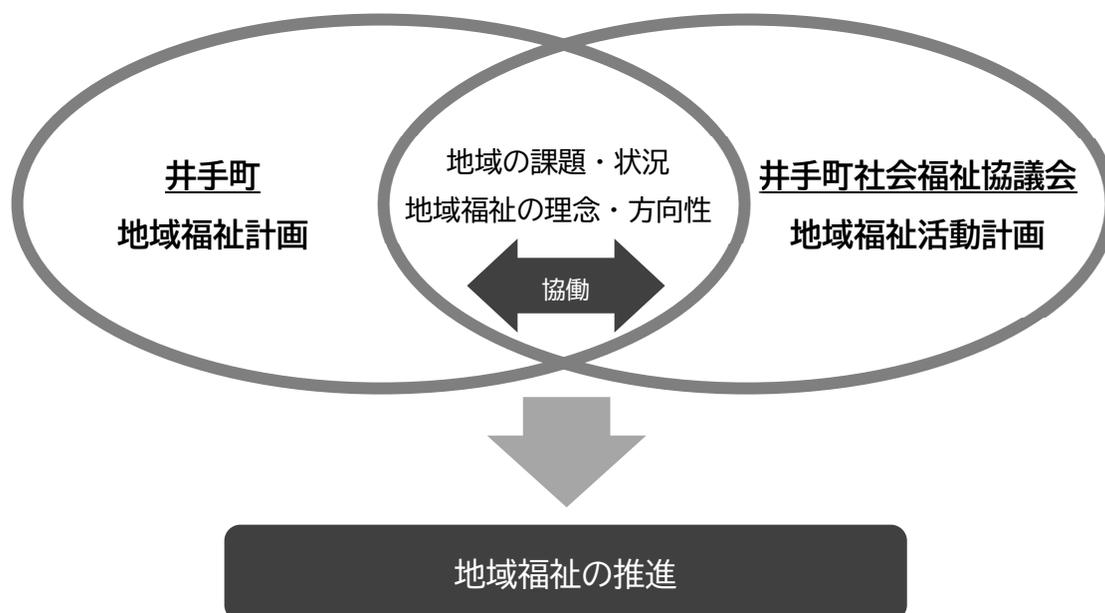
(2) 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、「社会福祉法」第 107 条に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」と、同法第 109 条に定める社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

「地域福祉計画」は、行政計画として地域福祉推進のための理念や方向性を示すものであり、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が住民や地域の様々な福祉に関わる団体、事業所などと協力して策定し、地域福祉推進のための具体的な取り組みを示すものです。

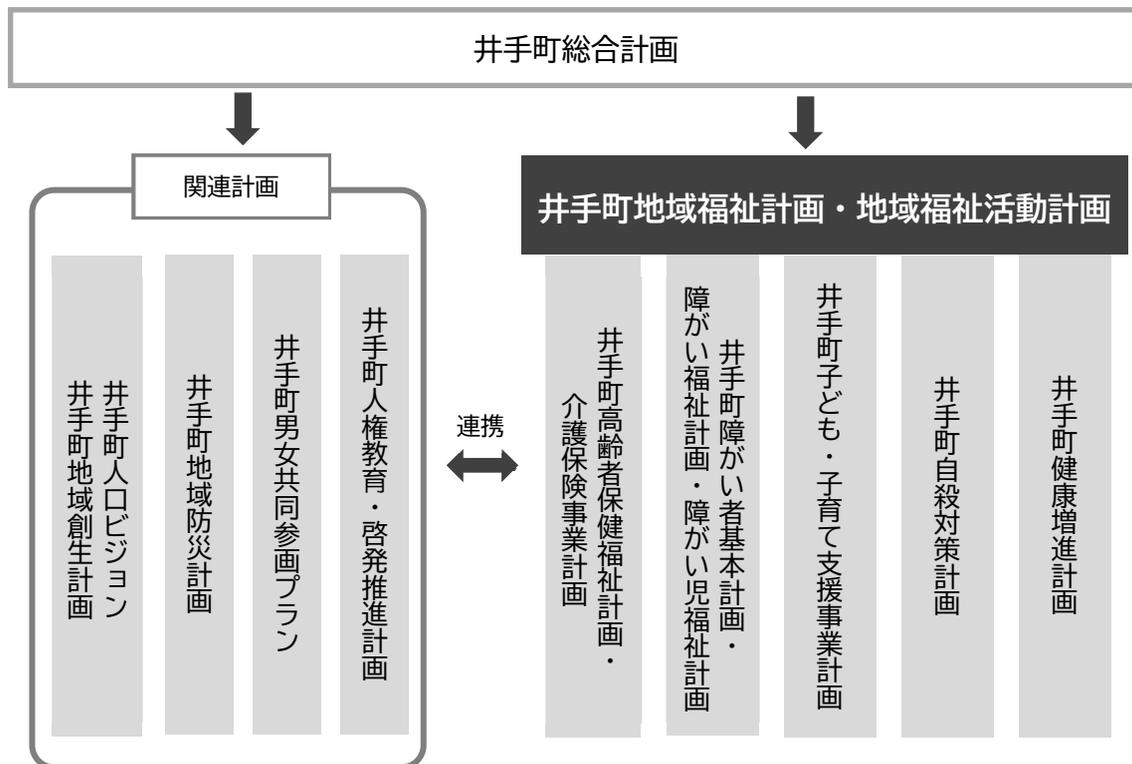
本町では、これまでも行政と社会福祉協議会の連携のもと、地域福祉の推進を図ってきました。本計画の策定にあたっては、その連携を更に強め、より包括的・効果的に地域福祉を推進していくため、2つの計画を一体的に策定することとしました。

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係



(3) 関連計画との位置づけ

本計画は、井手町の最上位計画である「井手町総合計画」や福祉分野の個別計画、その他関連計画と整合を図り策定します。



(4) 計画の期間

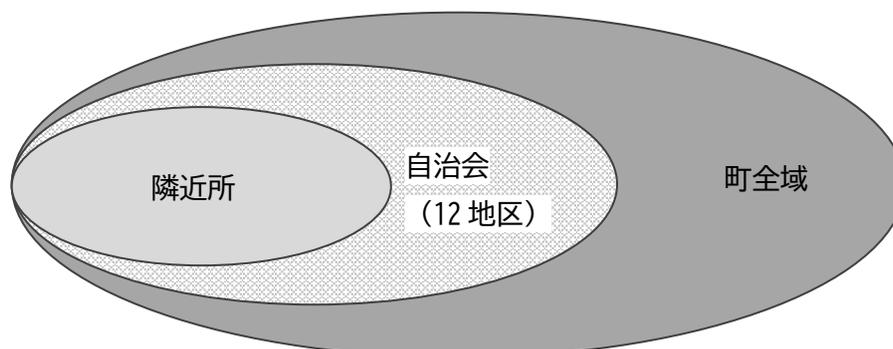
本計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るために、必要に応じて計画の見直しをします。

(年度)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
総合計画	第5次計画									
人口ビジョン・地域創生計画	第2期計画									
地域福祉計画・地域福祉活動計画		第3次計画								
高齢者保健福祉計画	第8期計画		第9期計画							
障がい者基本計画	第3次計画			第4次計画						
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期・第2期計画			第7期・第3期計画						
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画				第3期計画					
自殺対策計画	現行計画			次期計画						
健康増進計画		次期計画								

(5) 地域福祉推進に向けた圏域について

地域福祉の効果的な推進のためには、各施策・事業が効果的に展開できる地域の範囲を設定し、それぞれの圏域において取り組みを進めていくことが重要です。本町では3つの圏域を設定し、それぞれが役割を確認し、連携しあいながら、地域福祉の推進を図ります。

■圏域の考え方



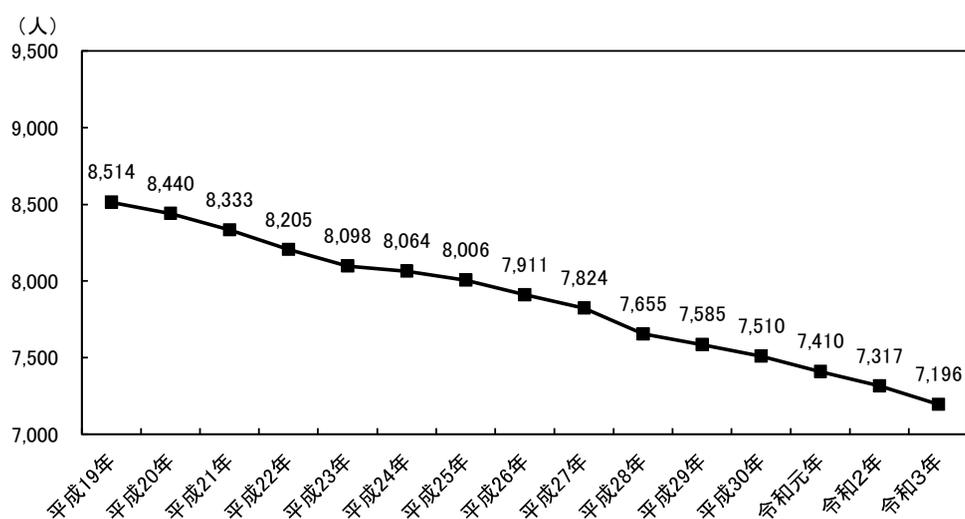
第2章 本町の現況

1 統計データからみる状況

(1) 人口について

総人口の推移についてみると、平成19年から令和3年にかけて減少傾向にあり、14年間で1,318人減少しています。

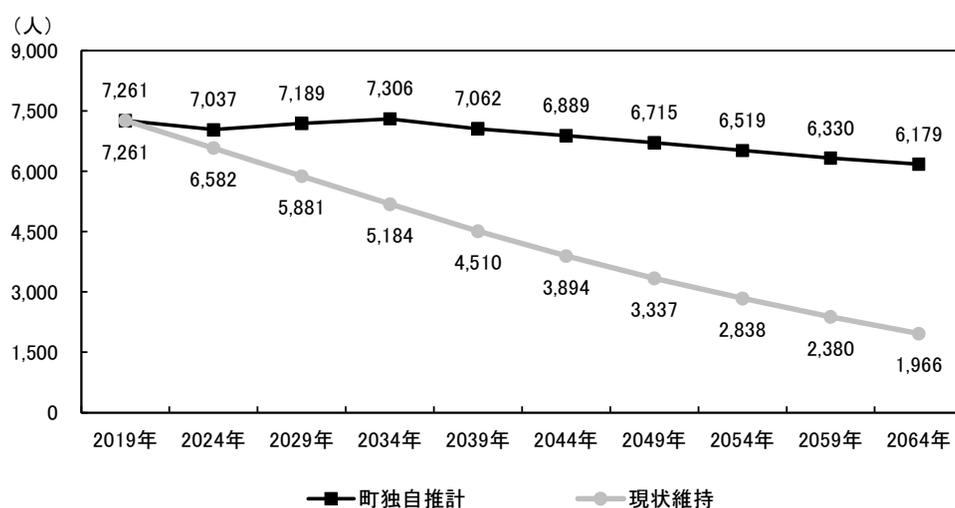
■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和2年に改定された人口ビジョンでは、町独自の将来推計として、「2040年代以降においても6,000人台の人口を維持すること」を目指しています。

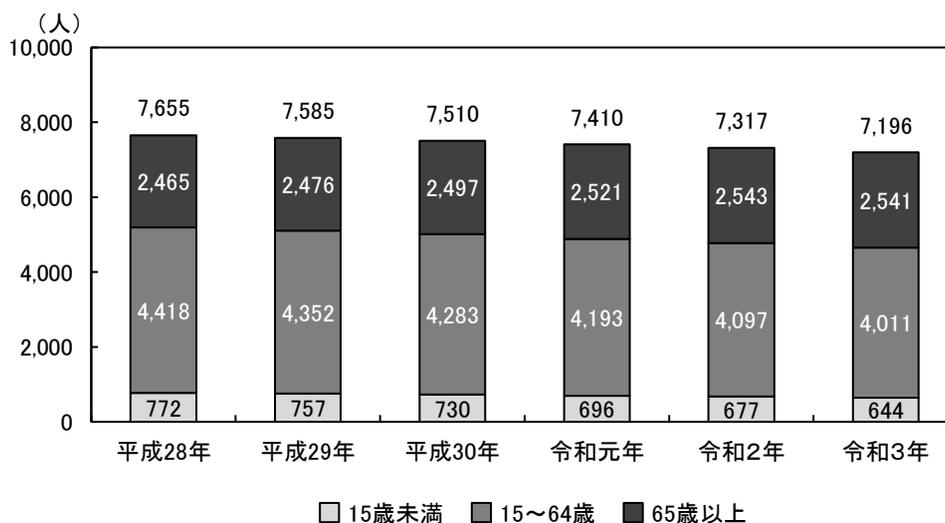
■人口の将来推計



資料：井手町人口ビジョン

年齢3区分別人口の推移についてみると、64歳以下は減少傾向、65歳以上は増加傾向となっており、令和3年の高齢化率は35.3%となっています。

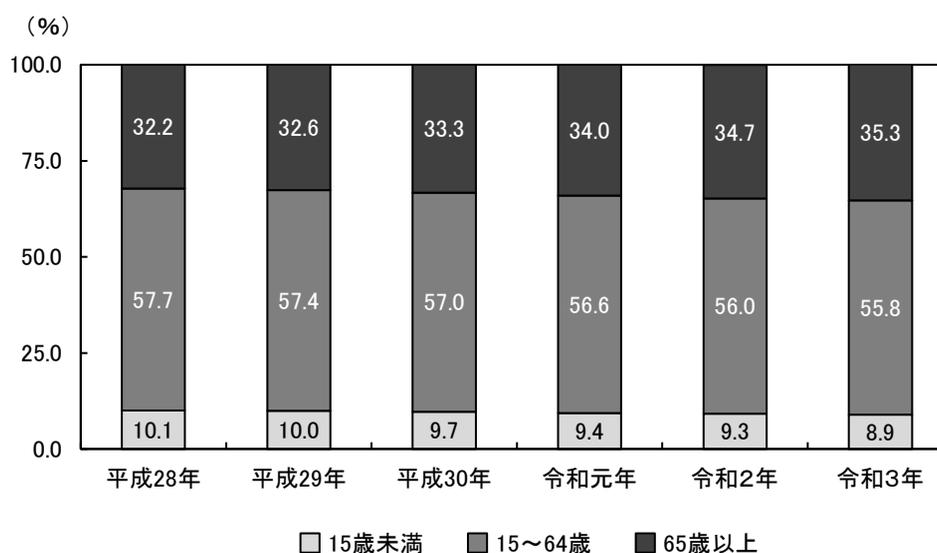
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口割合の推移についてみると、平成28年から令和3年までの5年間で64歳以下の割合は減少傾向ですが、65歳以上の割合は3.1ポイント増加しています。

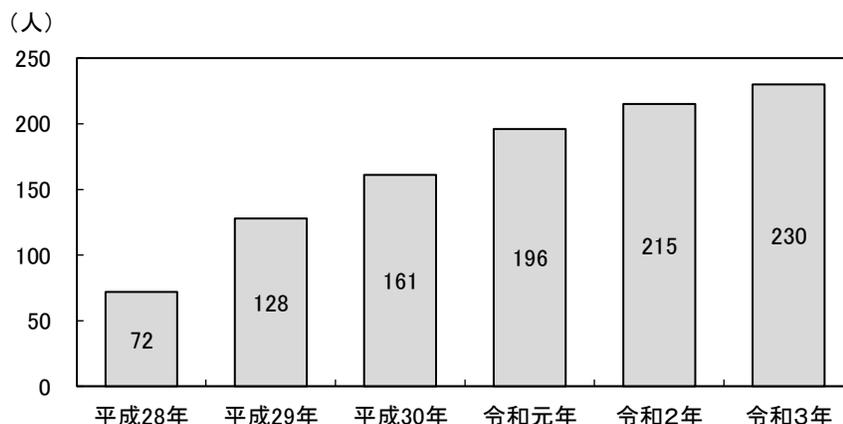
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

外国人人口の推移についてみると、増加傾向にあり、令和3年で230人と5年間で約3倍となっています。

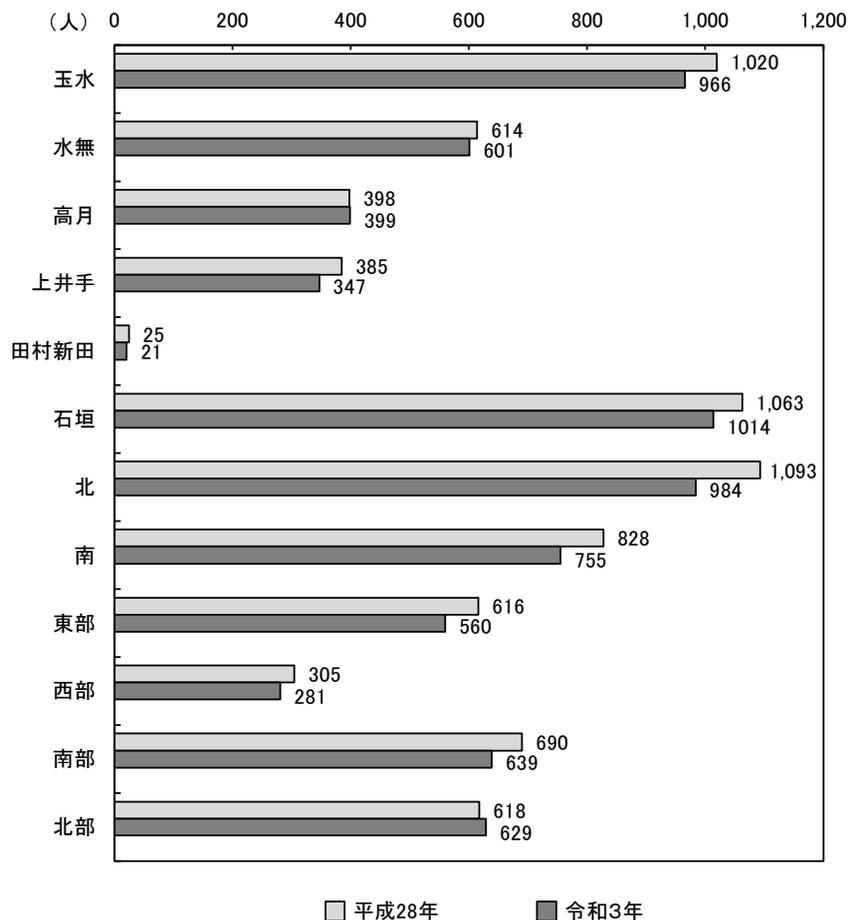
■外国人人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

地区別人口の推移について平成28年と令和3年を比べると、高月区・北部区を除き、減少しています。高月区・北部区については、人口維持もしくは増加傾向ですが、外国人人口の増加が影響していると考えられます。

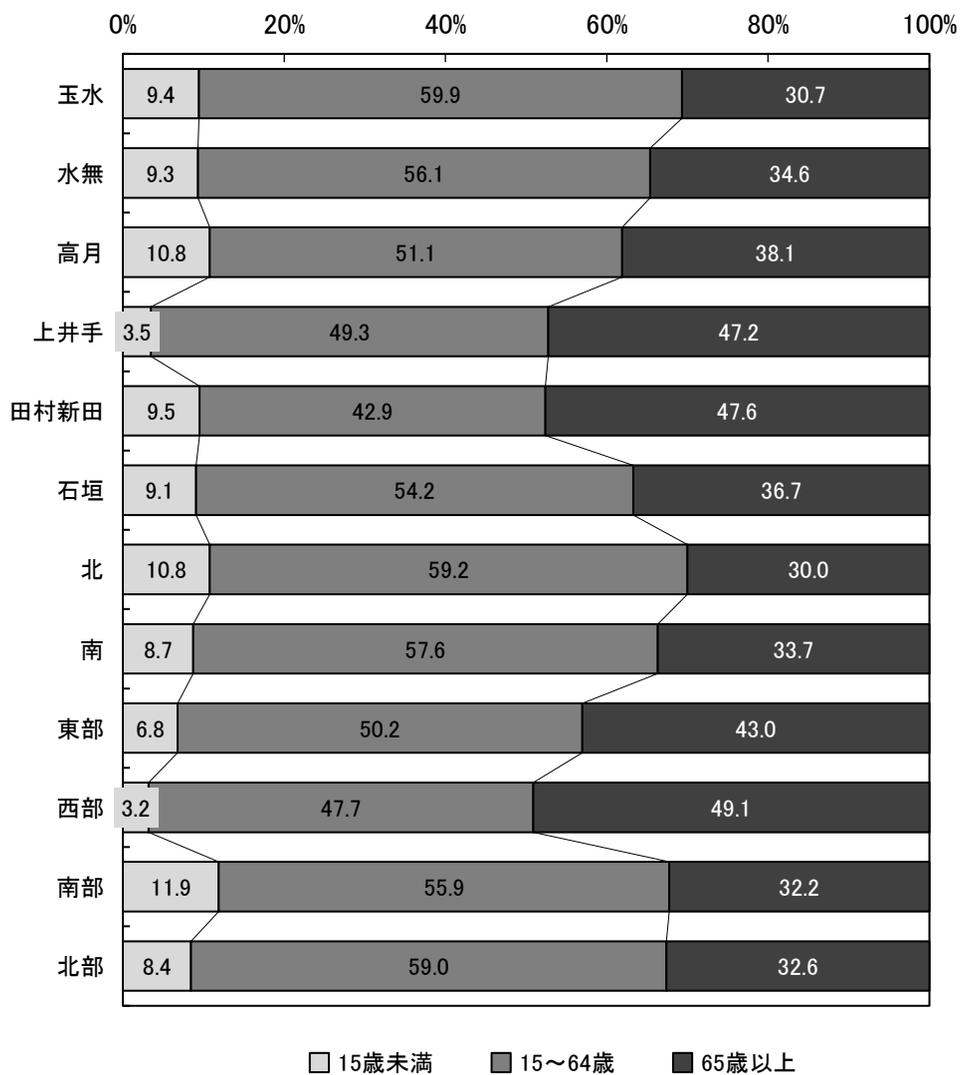
■地区別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

地区別の年齢3区分別人口割合についてみると、高齢化率は各地区で3割を超えており、上井手区、田村新田区、東部区、西部区では4割を超えています。

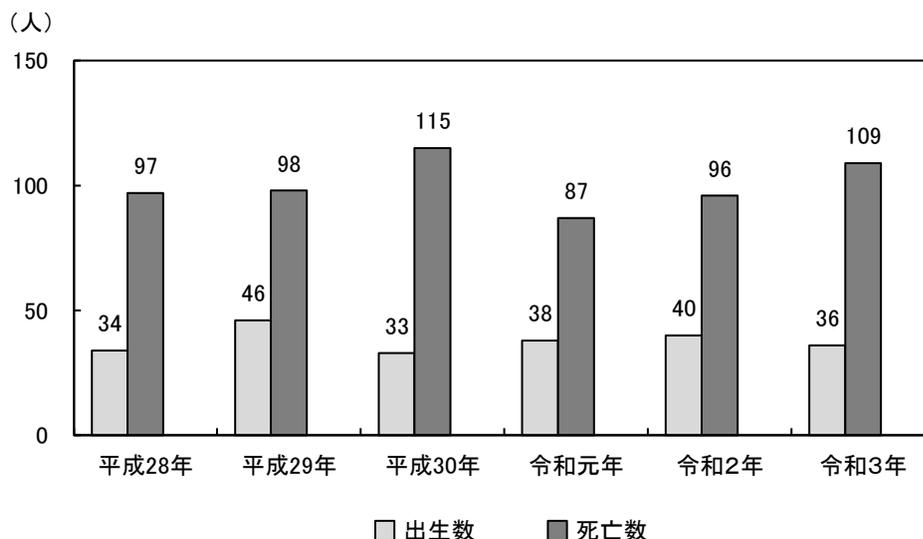
■地区別の年齢3区分別人口割合（令和3年）



資料：住民基本台帳（10月1日現在）

自然動態の推移についてみると、出生数と死亡数はそれぞれ増減を繰り返していますが、平成28年から令和3年までの5年間、死亡数が出生数を上回っています。

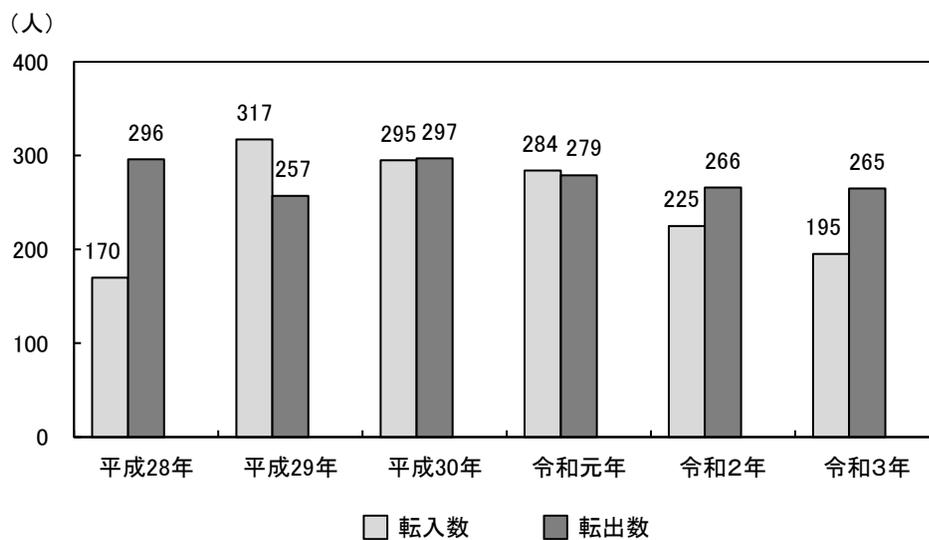
■自然動態の推移



資料：住民基本台帳

社会動態の推移についてみると、平成29年には転入数が転出数を上回り、平成30年、令和元年では転入数と転出数がほぼ均衡していましたが、令和2年以降は転出数が転入数を上回っています。

■社会動態の推移

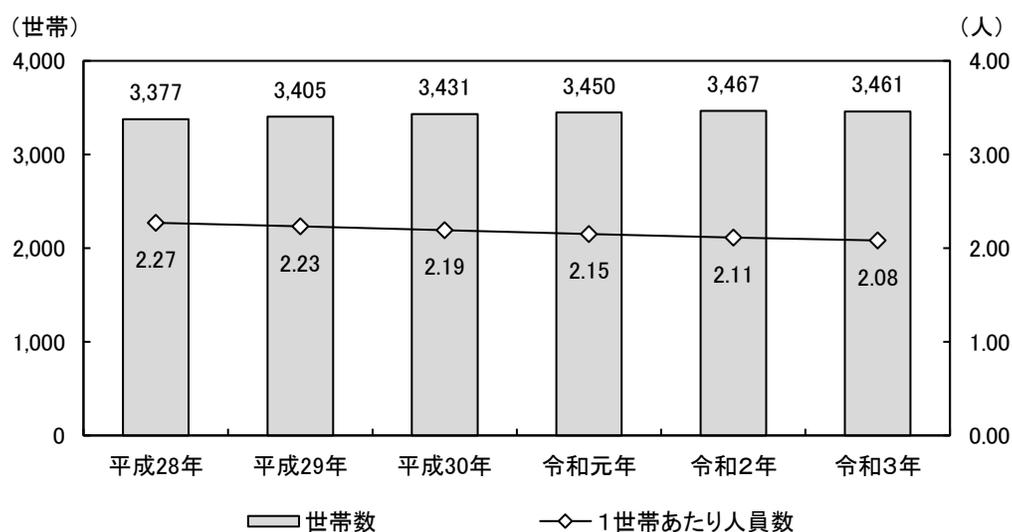


資料：住民基本台帳

(2) 世帯について

世帯数の推移についてみると、増加傾向にあり、平成28年から令和3年にかけて84世帯の増加となっています。1世帯あたり人員数の推移についてみると、平成28年以降減少傾向となっており、令和3年は2.08人となっています。

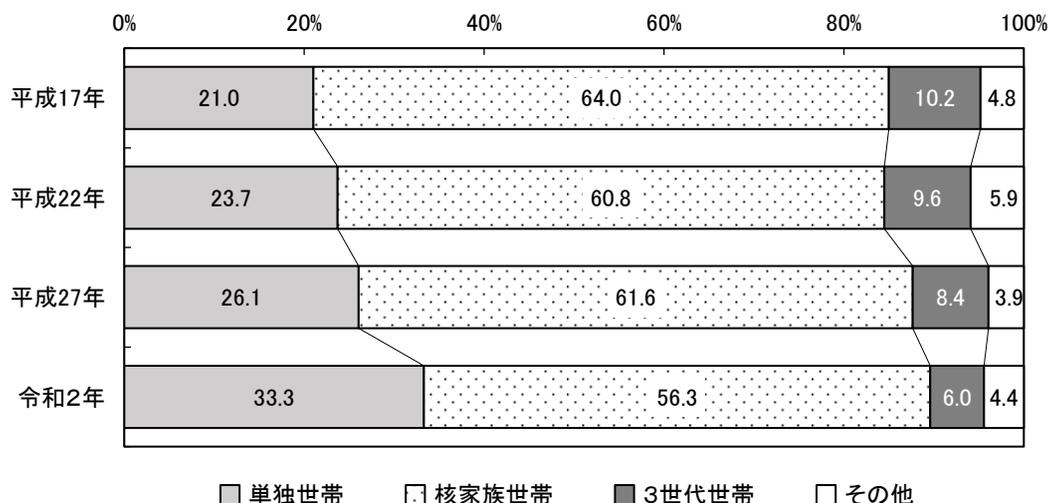
■世帯数、1世帯あたり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

世帯類型の推移についてみると、核家族世帯や3世代世帯の割合が減少傾向となっている一方、単独世帯の割合が増加しています。

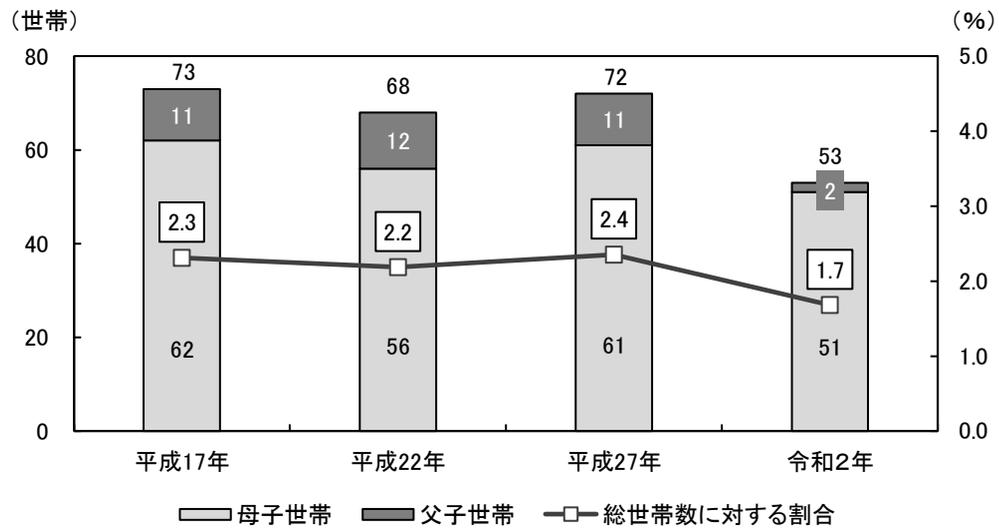
■世帯類型の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移についてみると、増減を繰り返していますが、平成27年と令和2年を比べると、減少しています。また、総世帯数に対する割合は令和2年で1.7%と近年で最も低くなっています。

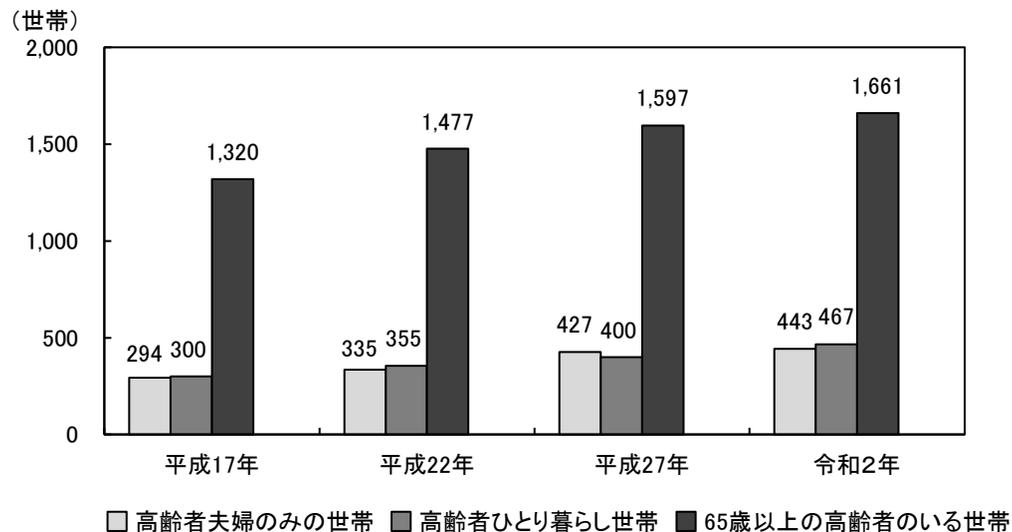
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

高齢者世帯数の推移についてみると、増加傾向となっています。高齢者夫婦のみの世帯と高齢者ひとり暮らし世帯はいずれも増加傾向にあり、平成17年から令和2年にかけて、高齢者夫婦のみの世帯は約1.5倍、高齢者ひとり暮らし世帯は約1.6倍となっています。

■高齢者世帯数の推移

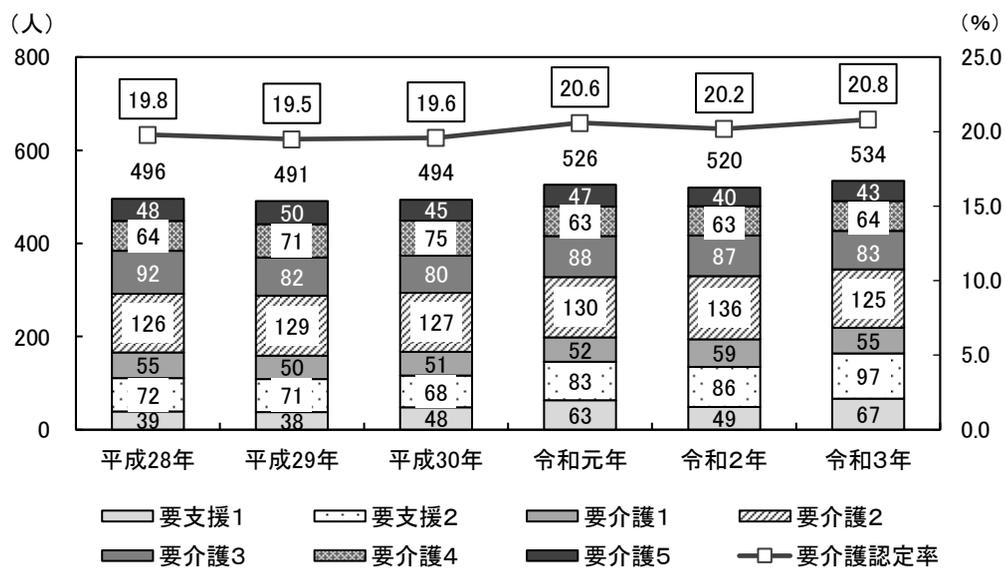


資料：国勢調査

(3) 高齢者福祉について

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成28年から令和3年にかけて増加傾向となっています。要介護度別にみると、令和3年では前年比で要支援1・2、要介護4・5が増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

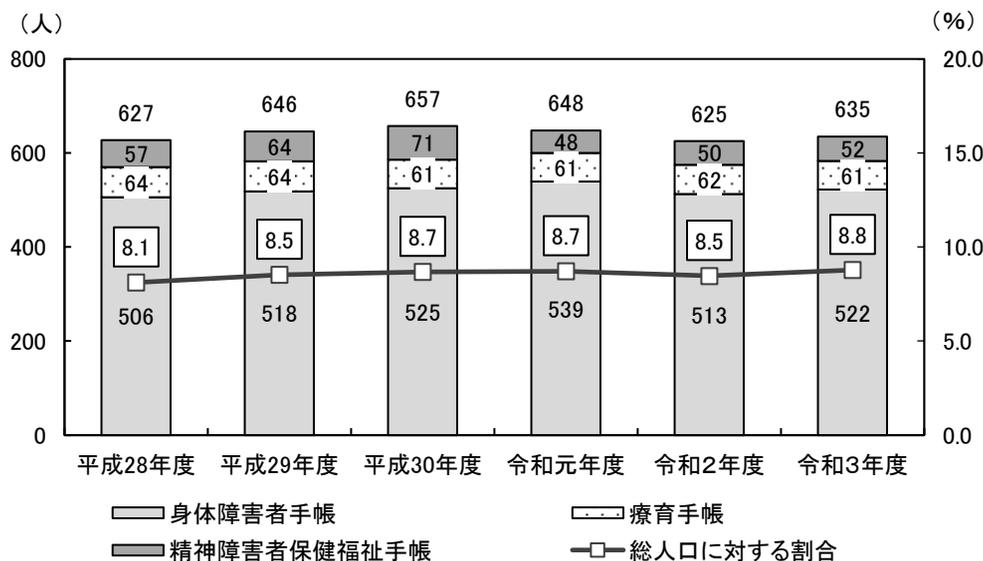


資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

(4) 障がい者福祉について

障がい者手帳所持者数の推移についてみると、平成30年度以降、減少傾向となっています。手帳種別で平成28年度と令和3年度を比べると、身体障害者手帳は増加、その他の手帳種別は減少しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

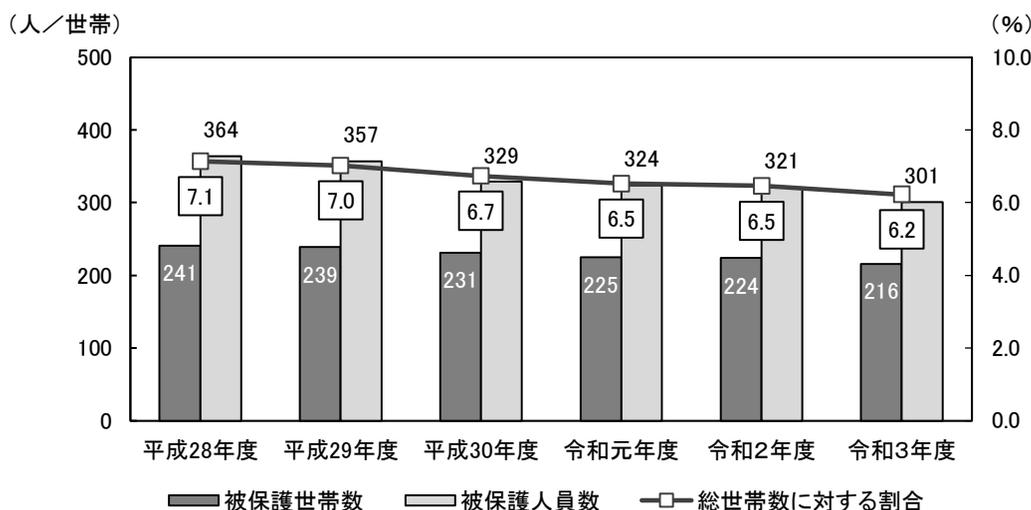


資料：高齢福祉課（各年度4月1日現在）

(5) 生活保護世帯について

被保護世帯数についてみると、減少傾向となっており、令和3年度には216世帯と、平成28年度より25世帯減少しています。被保護人員数についてみると、減少傾向となっており、令和3年度で301人となっています。

■被保護世帯数、被保護人員数の推移

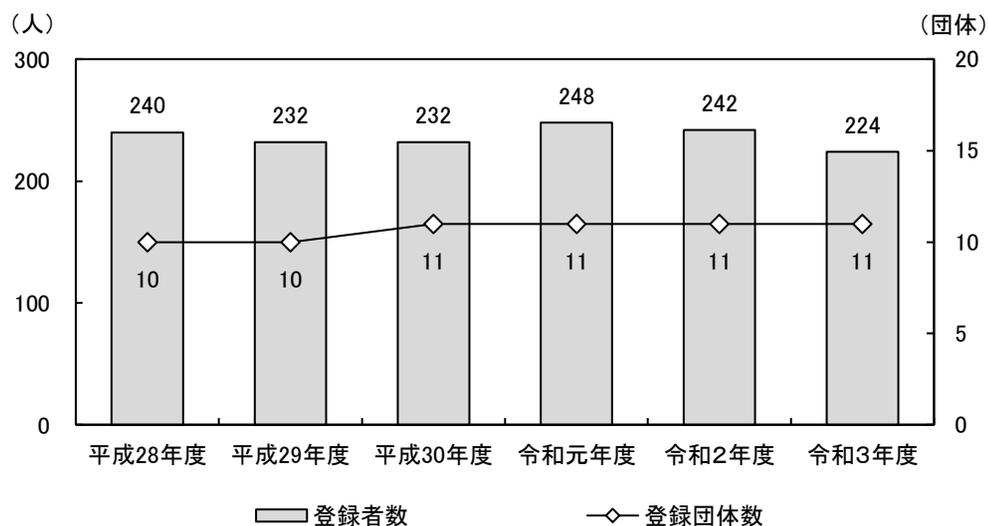


資料：住民福祉課（各年度4月1日現在）

(6) ボランティアについて

ボランティア登録者数についてみると、増減を繰り返していますが、平成28年度と令和3年度を比べると16人の減少となっています。ボランティア登録団体数についてみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年度は11団体となっています。

■ボランティア登録者数、登録団体数の推移

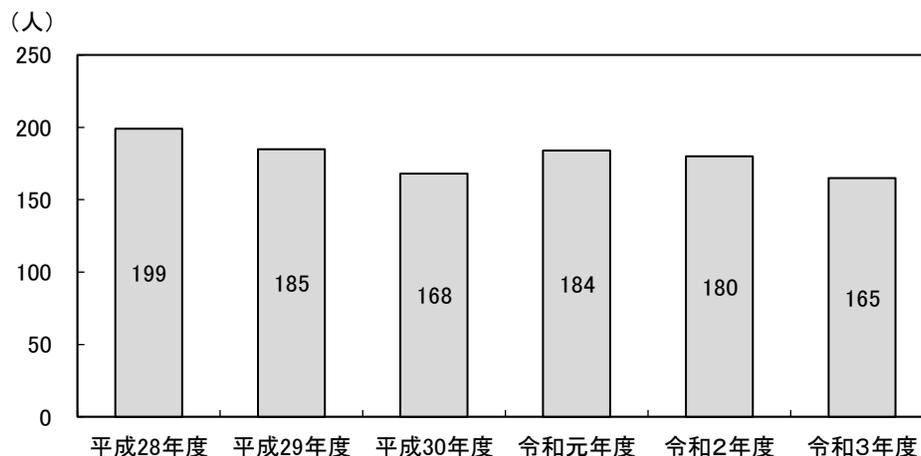


資料：井手町社会福祉協議会

(7) 防災について

災害時要配慮者避難支援制度登録者数の推移についてみると、平成28年度から平成30年度にかけて減少傾向でしたが、令和元年度に増加に転じ、令和2年度以降は再び減少傾向となっています。

■災害時要配慮者避難支援制度登録者数の推移



資料：総務課（各年度4月1日現在）

2 本町におけるこれまでの取り組み

第2次計画に基づき、町と社会福祉協議会の主な取り組みについて以下のように整理しました。

※町（行政）の取り組み…○、社会福祉協議会の取り組み…◇

基本目標1 安心できる安全な地域づくり

▼主な取り組み内容と課題

○定期的な防災訓練や防火パレードを実施し、防災・火災予防の啓発に取り組みました。また、災害時における支援体制の強化として、災害時要配慮者の把握や登録制度の周知に取り組みました。

○地域の安心・安全のための防犯カメラや街灯を各区の要望を踏まえながら設置してきました。また、交通安全対策として、地域住民による井手・多賀地区子ども見守り隊の活動支援などを行いました。

◇災害ボランティアネットワーク連絡会の運営及び災害ボランティアの育成を行い、災害時に備えた体制整備を行いました。

⇒今後の課題として、要配慮者の実情に応じた個別避難計画の作成、コロナ禍におけるボランティアの育成・研修方法などを検討していく必要があります。また、防犯や交通安全対策に係る環境整備を引き続き進めていくことも必要です。

基本目標2 ふれあい豊かな地域づくり

▼主な取り組み内容と課題

○住民相互の交流空間として、山城多賀駅と玉水駅の整備を行いました。また、空き家バンク制度の実施、京都産業大学と連携した「むすび家 ide」を開設するなど、空き家の有効活用に向けた仕組みの整備に取り組みました。

○関係団体との連携による世代を超えた交流促進や地域活動・イベントなどへの支援を通じて、住民相互の交流促進を行いました。

◇各種サロンや教室を実施し、住民の交流促進や活動促進、生きがいづくりに取り組みました。また、ほのぼのカフェなど地域の気軽な居場所づくりにも取り組みました。

⇒各種サロンなどがコロナ禍で中止になる中、今後活動や地域のつながりが途切れることのないよう事業の実施方法を検討していくことが必要です。また、事業によっては住民への周知が進んでいないものもあるため、事業の対象者に合わせた周知方法を検討していくことが必要です。

基本目標3 見守りと支援がある地域づくり

▼主な取り組み内容と課題

- 子育て支援として、子育て支援サービスの充実を図るとともに、給食費や第三子の保育料無償化を行いました。
 - 高齢や障がいなどによって支援が必要な人に対しては、介護保険サービスや障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、地域包括支援センターや各事業所と連携・調整しています。また、ひとり親家庭や生活困窮者への適切な助言・支援が行えるよう、関係機関との連携のもと、取り組みを進めてきました。
 - ◇地域福祉推進員や住民による見守り活動への支援や相談支援事業、福祉サービス利用援助事業の実施など、支援が必要な人に向けた取り組みを進めてきました。
- ⇒支援を必要とする人が適切に支援を受けることのできるよう、支援ニーズの把握及び包括的な支援体制の整備を更に進めていくことが必要です。また、地域の見守り・支えあい活動などでは、参加者の固定化や担い手の確保が課題となっているため、それら課題の解消に向けた取り組みを進める必要があります。

基本目標4 人が学び育つ地域づくり

▼主な取り組み内容と課題

- 地域福祉や人権、男女共同参画に関する講演会・研修会の実施、学校における福祉教育として、高齢者や障がいのある人との交流促進を行いました。
 - 住民のスポーツ・レクリエーション活動への支援を通じた住民相互のふれあい促進や生きがいづくり、地域の歴史・文化の保存とその活用を通じた地域の魅力を高める取り組みなどを行いました。
 - ◇地区別住民ワークショップを開催し、地域の課題や問題意識の共有、解決への支援を行っています。また、地域福祉活動についての理解と関心を深めてもらうために各種講座・研修会の実施、社協だよりの配布、小中学校への教育活動などを行いました。
- ⇒各種事業を通じて、引き続き地域福祉に関する理解促進を図っていく必要があります。また、令和4年度に町内に開校する特別支援学校との交流の充実も検討していくことが重要です。更には将来の担い手育成や住民の地域への愛着が形成されるような取り組みを行うことも必要です。

基本目標5 絆で結ばれる地域づくり

▼主な取り組み内容と課題

○まちづくり協議会の事務局として、構成団体同士の交流・連携促進の支援、地域おこし協力隊制度を活用したまちづくり活動への支援を行いました。

◇ボランティア団体への活動助成やボランティアセンターを通じた相談支援や情報提供を行うとともに、フレンドリーサポート事業を実施し、地域の支えあい活動への支援を行いました。

⇒住民がつながり、支えあう地域づくりを目指して、まちづくりや地域づくり活動を行う団体の活動支援やネットワーク形成支援を引き続き行っていく必要があります。

3 住民アンケート調査からみる状況

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、住民の福祉に対する意識や考え、日常生活の状況などを把握し計画づくりや施策の立案に活用することを目的として実施しました。

■調査の概要

調査対象者	井手町に居住する 18 歳以上の住民（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収（調査票による本人記入方式）
調査期間	令和 2 年 11 月 19 日（木）～令和 2 年 12 月 4 日（金）
回収結果	配布数：1,700 件 回収数：690 件 回収率：40.6%

(2) 調査結果

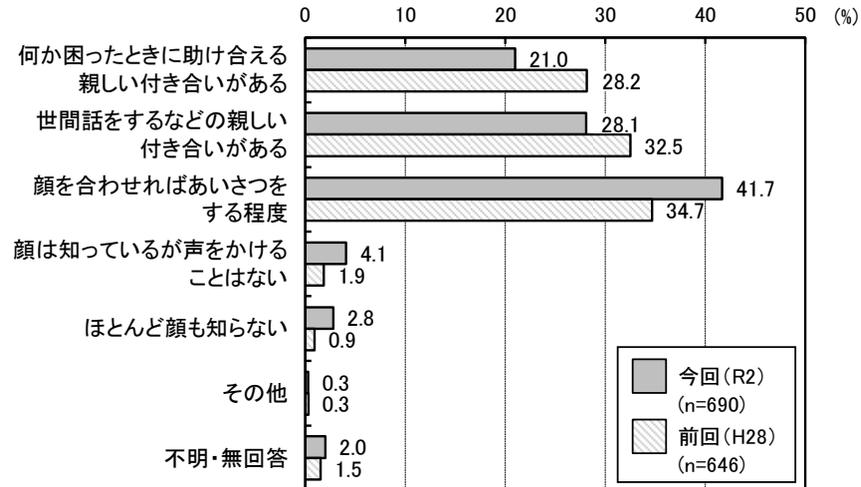
①回答者の属性について

- 性別は、「男性」が 43.8%、「女性」が 55.9%となっており、前回同様に、「女性」の方が高くなっています。
- 年齢は、「60 歳代」が 23.0%と最も高く、次いで、「70 歳代」が 22.8%、「80 歳以上」が 15.8%となっており、前回同様に、60 歳以上が 6 割以上（61.6%）となっています。
- 家族構成は、「2 世代の同居世帯（親と子）」が 45.8%と最も高くなっています。「3 世代以上の同居世帯（祖父母と親と子など）」が前回から減少している一方で、「ひとり暮らし」、「夫婦のみの世帯」、「2 世代の同居世帯（親と子）」が増加しています。
- 職業は、回答者に高齢者が多いこともあり、「無職」が 33.8%と最も高くなっています。
- 居住地区は、「石垣」が 14.3%と最も高くなっています。

②近所付き合いの程度について

○近所付き合いの程度については、「顔を合わせればあいさつをする程度」が最も高く、41.7%となっています。「何か困ったときに助け合える親しい付き合いがある」については、前回から7.2ポイント減少し、21.0%となっています。

■近所付き合いの程度



○「何か困ったときに助け合える親しい付き合いがある」を年齢別で見ると、50歳代までは少ない傾向にあります。60歳代以上からは年齢が上がるほど高くなる傾向にあり、80歳以上では32.1%となっています。地区別では上井手地区、西部地区での割合が高くなっています。

■近所付き合いの程度【年齢別・地区別】

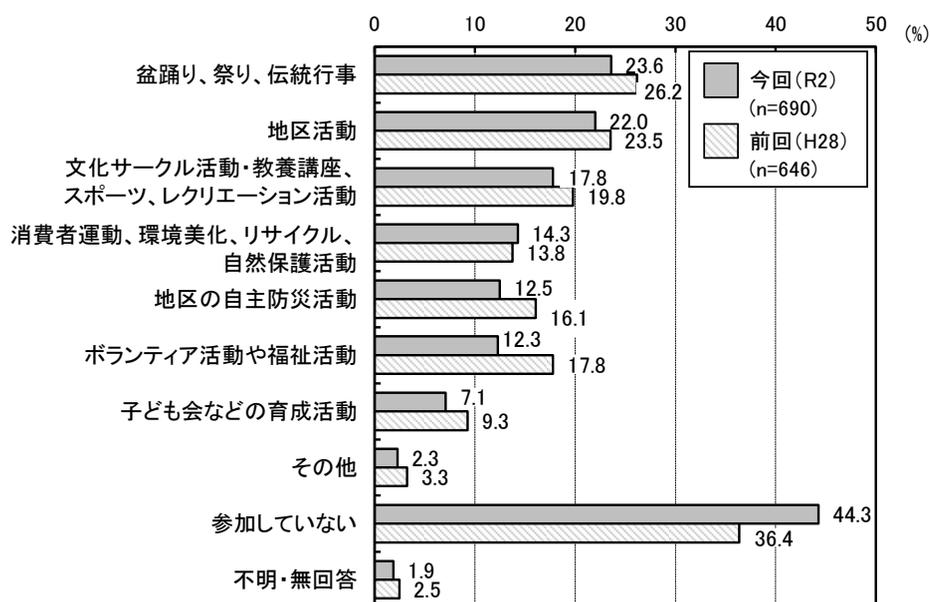
単位：%

	付助何 きけか 合合困 いえつ がるた あ親と るしき い	がの世 あ親間 るし話 いを 付す きるな 合い	い顔 さを つ合 をわ すせ るれ 程ば 度あ	な声顔 いをは か知 けつ るて こい とる はが	なほ いと んど 顔も 知ら	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
年齢別							
10歳代(n=9)	-	-	66.7	33.3	-	-	-
20歳代(n=39)	12.8	2.6	61.5	17.9	5.1	-	-
30歳代(n=55)	12.7	20.0	52.7	5.5	9.1	-	-
40歳代(n=63)	15.9	23.8	54.0	4.8	1.6	-	-
50歳代(n=96)	8.3	22.9	58.3	5.2	2.1	-	3.1
60歳代(n=159)	23.3	34.0	37.7	1.3	3.1	0.6	-
70歳代(n=157)	27.4	33.8	32.5	1.3	1.3	0.6	3.2
80歳以上(n=109)	32.1	34.9	23.9	2.8	1.8	-	4.6
地区別							
玉水(n=88)	14.8	29.5	44.3	4.5	4.5	-	2.3
水無(n=74)	24.3	31.1	40.5	1.4	1.4	-	1.4
高月(n=44)	9.1	38.6	47.7	-	2.3	-	2.3
上井手(n=59)	32.2	39.0	23.7	1.7	1.7	-	1.7
田村新田(n=2)	50.0	-	50.0	-	-	-	-
石垣(n=99)	19.2	28.3	44.4	4.0	2.0	-	2.0
北(n=60)	25.0	18.3	36.7	10.0	8.3	1.7	-
南(n=50)	14.0	12.0	54.0	14.0	4.0	2.0	-
東部(n=48)	25.0	25.0	43.8	2.1	-	-	4.2
西部(n=35)	31.4	31.4	28.6	5.7	-	-	2.9
南部(n=51)	27.5	39.2	27.5	2.0	-	-	3.9
北部(n=69)	15.9	23.2	56.5	-	2.9	-	1.4

③地域活動の参加状況・参加意向について

○地域活動の参加状況については、「参加していない」が最も高く、前回から7.9ポイント増加し、44.3%となっています。参加しているものについては「盆踊り、祭り、伝統行事」、「地区活動」、「文化サークル活動・教養講座、スポーツ、レクリエーション活動」が上位となっています。

■地域活動の参加状況



○「参加していない」の割合は20歳代で特に高く、30歳代以降の割合を30ポイント以上上回り、84.6%となっています。地区別では北地区、南地区で高くなっています。

■地域活動の参加状況（年齢別・地区別）

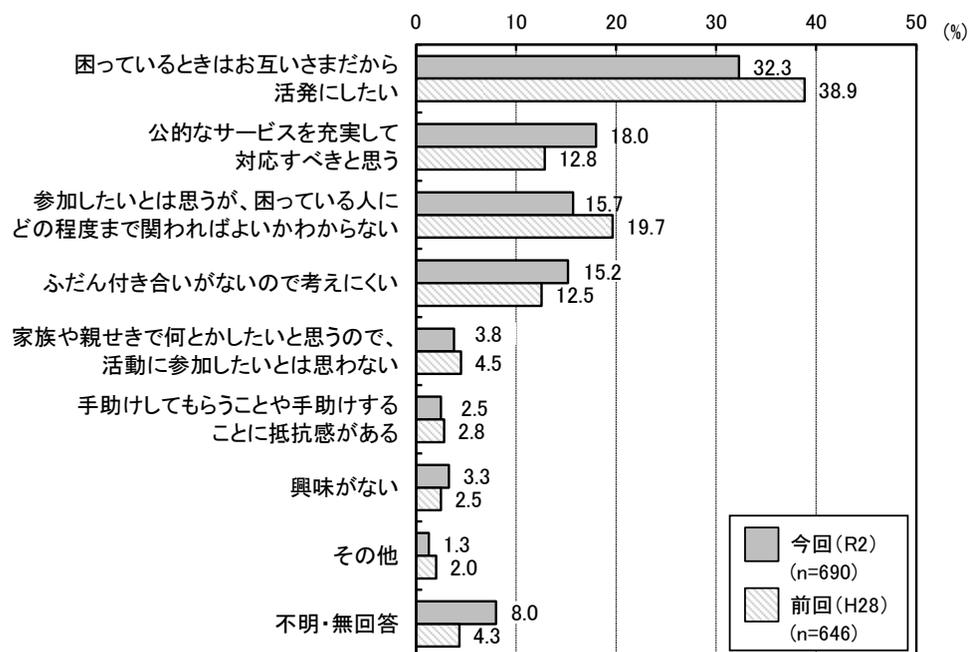
単位：%

	地区活動	子ども会などの育成活動	文化サークル活動・レクリエーション活動	文化講座・スポーツ・レクリエーション活動	保護活動	消費者運動、環境美化、リサイクル、自然	ボランティア活動や福祉活動	地区の自主防災活動	盆踊り、祭り、伝統行事	その他	参加していない	不明・無回答
年齢別												
10歳代(n=9)	-	-	-	11.1	-	-	11.1	-	-	77.8	-	
20歳代(n=39)	2.6	2.6	-	5.1	-	-	7.7	-	-	84.6	-	
30歳代(n=55)	20.0	16.4	10.9	9.1	1.8	5.5	21.8	3.6	-	52.7	-	
40歳代(n=63)	31.7	34.9	11.1	12.7	3.2	17.5	41.3	-	-	39.7	-	
50歳代(n=96)	25.0	5.2	8.3	13.5	5.2	14.6	12.5	-	-	52.1	-	
60歳代(n=159)	23.9	1.9	20.8	19.5	21.4	13.2	22.6	1.9	-	37.1	-	
70歳代(n=157)	27.4	3.2	26.8	17.8	23.6	17.8	35.0	3.8	-	31.8	1.3	
80歳以上(n=109)	13.8	3.7	24.8	10.1	5.5	8.3	16.5	4.6	-	47.7	8.3	
地区別												
玉水(n=88)	17.0	4.5	11.4	8.0	9.1	3.4	17.0	5.7	-	54.5	1.1	
水無(n=74)	32.4	6.8	27.0	27.0	17.6	14.9	39.2	-	-	25.7	2.7	
高月(n=44)	40.9	13.6	15.9	6.8	15.9	4.5	40.9	6.8	-	25.0	2.3	
上井手(n=59)	27.1	1.7	28.8	10.2	13.6	28.8	55.9	1.7	-	25.4	1.7	
田村新田(n=2)	50.0	-	-	-	50.0	-	50.0	50.0	-	-	-	
石垣(n=99)	19.2	12.1	23.2	11.1	7.1	6.1	23.2	2.0	-	45.5	1.0	
北(n=60)	16.7	3.3	6.7	15.0	15.0	6.7	16.7	1.7	-	63.3	1.7	
南(n=50)	8.0	4.0	2.0	10.0	8.0	6.0	18.0	2.0	-	60.0	2.0	
東部(n=48)	20.8	10.4	29.2	16.7	20.8	18.8	18.8	2.1	-	39.6	-	
西部(n=35)	20.0	8.6	11.4	20.0	14.3	28.6	5.7	-	-	34.3	8.6	
南部(n=51)	25.5	9.8	23.5	15.7	11.8	15.7	17.6	-	-	49.0	-	
北部(n=69)	21.7	5.8	15.9	21.7	10.1	18.8	7.2	1.4	-	50.7	-	

④地域の助け合いや支え合いに対する考えについて

○「困っているときはお互いさまだから活発にしたい」が最も高くなっていますが、前回から6.6ポイント減少し、32.3%となっています。一方で、「公的なサービスを充実して対応すべきと思う」が5.2ポイント増加し、18.0%となっています。「ふだん付き合いがないので考えにくい」についても前回から増加傾向にあり、15.2%となっています。

■地域の助け合いや支え合いに対する考え



○ほとんどの年齢で「困っているときはお互いさまだから活発にしたい」が最も高くなっているのに対し、20歳代では「ふだん付き合いがないので考えにくい」が最も高くなっています。地区別でも同様の傾向にあります。北地区、北部地区では「ふだん付き合いがないので考えにくい」が最も高くなっています。

■地域の助け合いや支え合いに対する考え（年齢別・地区別）

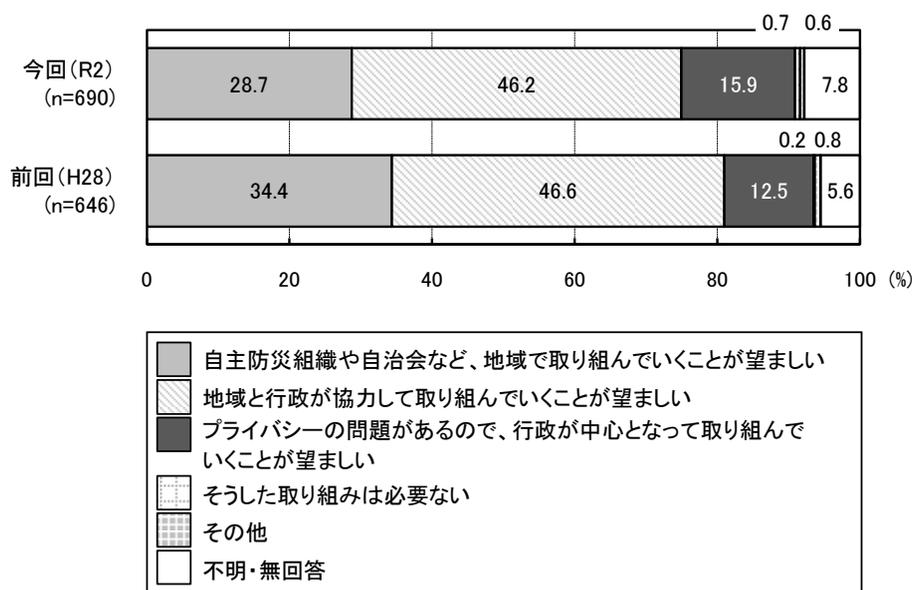
単位：%

	だ困 から 活発 にし たい	いと 思 わ な い	家 族 の 親 せ き で 活 動 に 参 加 し た い	け 手 助 け し て も 抵 抗 感 が あ る	え ふ に だ ん 付 き 合 い が な い の で 考 え に く い	れ ば よ い か わ か ら な い	参 加 し た い の 程 度 が 、 困 わ つ て し ま う	公 的 な サ ー ビ ス を 充 実 し て 対 応 す べ き と 思 う	興 味 が な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
年齢別											
10歳代(n=9)	11.1	-	-	-	11.1	22.2	11.1	22.2	-	-	22.2
20歳代(n=39)	28.2	2.6	2.6	2.6	35.9	10.3	5.1	10.3	-	-	5.1
30歳代(n=55)	23.6	5.5	5.5	5.5	20.0	14.5	20.0	5.5	1.8	-	3.6
40歳代(n=63)	27.0	1.6	-	-	14.3	27.0	14.3	7.9	3.2	-	4.8
50歳代(n=96)	29.2	2.1	3.1	3.1	21.9	11.5	24.0	2.1	-	-	6.3
60歳代(n=159)	37.1	2.5	4.4	4.4	12.6	16.4	20.1	2.5	0.6	-	3.8
70歳代(n=157)	33.1	1.9	1.9	1.9	10.2	19.1	19.7	0.6	1.9	-	11.5
80歳以上(n=109)	37.6	11.0	-	-	11.9	9.2	12.8	1.8	1.8	-	13.8
地区別											
玉水(n=88)	33.0	4.5	1.1	1.1	20.5	17.0	10.2	5.7	1.1	-	6.8
水無(n=74)	37.8	1.4	1.4	1.4	12.2	23.0	16.2	1.4	1.4	-	5.4
高月(n=44)	36.4	2.3	6.8	6.8	22.7	22.7	2.3	-	2.3	-	4.5
上井手(n=59)	45.8	-	-	-	8.5	11.9	27.1	-	-	-	6.8
田村新田(n=2)	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-
石垣(n=99)	32.3	2.0	1.0	1.0	10.1	22.2	20.2	2.0	-	-	10.1
北(n=60)	15.0	5.0	6.7	6.7	21.7	13.3	20.0	5.0	1.7	-	11.7
南(n=50)	28.0	4.0	4.0	4.0	18.0	6.0	24.0	4.0	-	-	12.0
東部(n=48)	35.4	6.3	2.1	2.1	6.3	14.6	18.8	6.3	4.2	-	6.3
西部(n=35)	40.0	8.6	-	-	14.3	8.6	8.6	2.9	2.9	-	14.3
南部(n=51)	37.3	3.9	3.9	3.9	11.8	13.7	17.6	5.9	2.0	-	3.9
北部(n=69)	23.2	5.8	2.9	2.9	23.2	11.6	21.7	4.3	1.4	-	5.8

⑤災害時支援体制に対する考えについて

○災害時支援体制に対する考えについては、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が46.2%と最も高くなっています。一方で、「自主防災組織や自治会など、地域で取り組んでいくことが望ましい」は28.7%、「プライバシーの問題があるので、行政が中心となって取り組んでいくことが望ましい」は15.9%となっています。

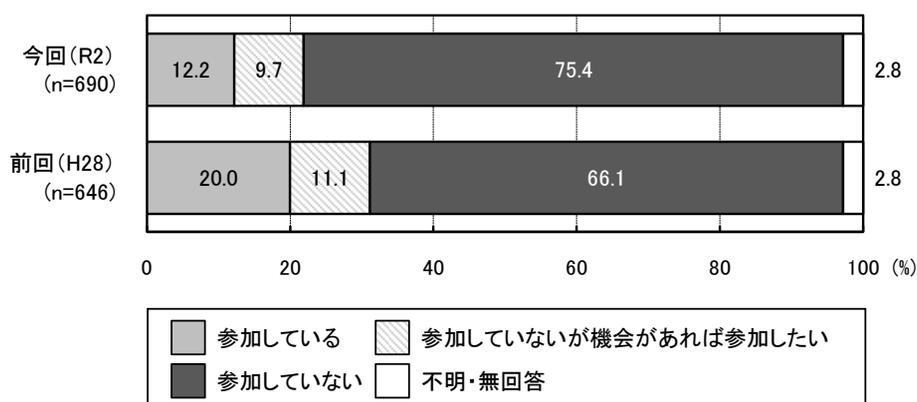
■災害時支援体制に対する考え



⑥ボランティア活動の状況について

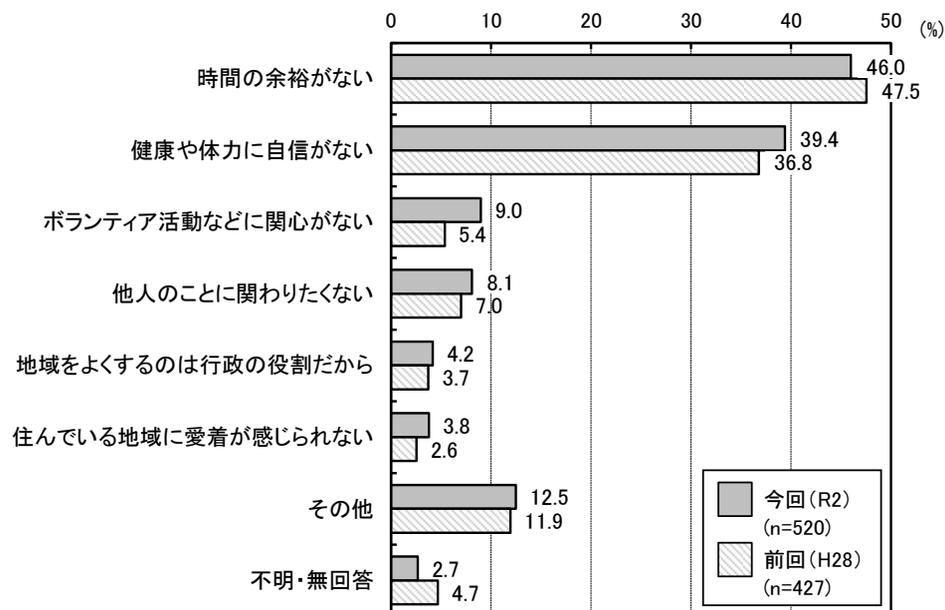
○「参加していない」が75.4%と大半を占めています。「参加している」については前回より7.8ポイント減少し、12.2%となっています。

■ボランティア活動の参加状況



○参加していない理由については、「時間の余裕がない」が46.0%と最も高く、次いで、「健康や体力に自信がない」が39.4%となっています。

■ボランティア活動に参加していない理由



○年齢別で見ると、40歳代から60歳代では「時間の余裕がない」が最も高いのに対し、70歳代以上では「健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。20歳代、30歳代については「時間の余裕がない」、「ボランティア活動などに関心がない」の順で高くなっています。

■ボランティア活動に参加していない理由（年齢別）

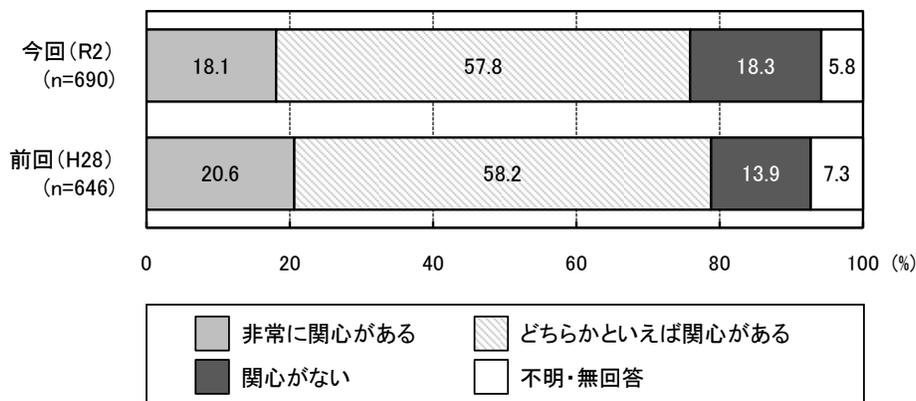
単位：%

年齢別	愛着が感じられない	住んでいる地域に愛着が感じられない	他人のことに関わりたくない	ボランティア活動などに関心がない	時間の余裕がない	健康や体力に自信がない	地域をよくするのは行政の役割だから	その他	不明・無回答
10歳代 (n=7)	-	-	-	71.4	-	-	28.6	14.3	
20歳代 (n=34)	8.8	8.8	26.5	64.7	8.8	-	8.8	-	
30歳代 (n=49)	6.1	8.2	20.4	65.3	10.2	6.1	18.4	4.1	
40歳代 (n=54)	3.7	11.1	9.3	63.0	14.8	1.9	13.0	3.7	
50歳代 (n=78)	6.4	6.4	10.3	71.8	24.4	6.4	9.0	3.8	
60歳代 (n=102)	3.9	7.8	9.8	53.9	35.3	4.9	9.8	2.9	
70歳代 (n=109)	1.8	10.1	4.6	25.7	64.2	5.5	11.9	-	
80歳以上 (n=86)	1.2	5.8	-	8.1	74.4	2.3	16.3	2.3	

⑦福祉に対する関心度について

○『関心がある』（「非常に関心がある」＋「どちらかといえば関心がある」）が75.9%と7割以上となっていますが、前回から2.9ポイント減少しています。

■福祉に対する関心度



○年齢別で見ると、30歳代以上では『関心がある』が7割以上を占めており、特に70歳代での割合が高くなっています（84.7%）。一方で、20歳代では「関心がない」が6割以上を占め、『関心がある』は33.4%となっています。

○地区別で見ると、『関心がある』は上井手地区で最も高く、他の地区を10ポイント以上上回り、93.2%となっています。また、北地区、南部地区での割合も高くなっています。

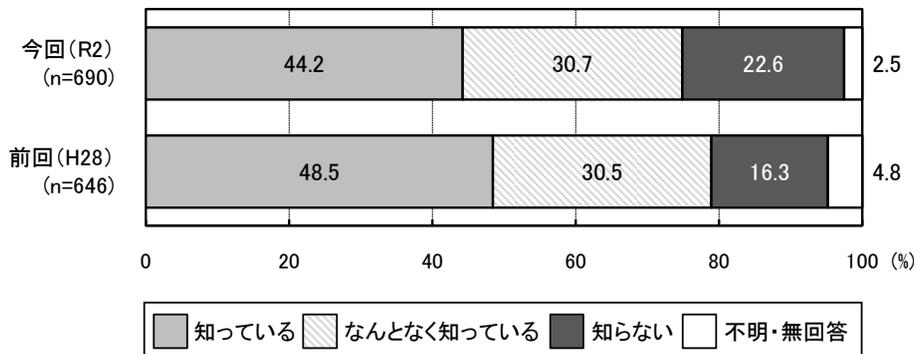
■福祉に対する関心度（年齢別・地区別）

	非常に関心がある	どちらかといえば関心がある	関心がない	不明・無回答	関心がある
単位：%					
年齢別					
10歳代 (n=9)	33.3	22.2	44.4	-	55.5
20歳代 (n=39)	10.3	23.1	66.7	-	33.4
30歳代 (n=55)	9.1	67.3	21.8	1.8	76.4
40歳代 (n=63)	7.9	65.1	25.4	1.6	73.0
50歳代 (n=96)	12.5	63.5	19.8	4.2	76.0
60歳代 (n=159)	15.1	64.8	13.8	6.3	79.9
70歳代 (n=157)	22.9	61.8	10.2	5.1	84.7
80歳以上 (n=109)	32.1	44.0	10.1	13.8	76.1
地区別					
玉水 (n=88)	22.7	56.8	17.0	3.4	79.5
水無 (n=74)	13.5	64.9	14.9	6.8	78.4
高月 (n=44)	22.7	54.5	18.2	4.5	77.2
上井手 (n=59)	18.6	74.6	5.1	1.7	93.2
田村新田 (n=2)	-	100.0	-	-	-
石垣 (n=99)	15.2	54.5	20.2	10.1	69.7
北 (n=60)	18.3	61.7	16.7	3.3	80.0
南 (n=50)	14.0	52.0	28.0	6.0	66.0
東部 (n=48)	20.8	43.8	29.2	6.3	64.6
西部 (n=35)	14.3	60.0	11.4	14.3	74.3
南部 (n=51)	23.5	56.9	17.6	2.0	80.4
北部 (n=69)	17.4	53.6	26.1	2.9	71.0

⑧社会福祉協議会の認知度

○社会福祉協議会の認知度については、「知っている」が44.2%となっていますが、前回から4.3ポイント減少しています。

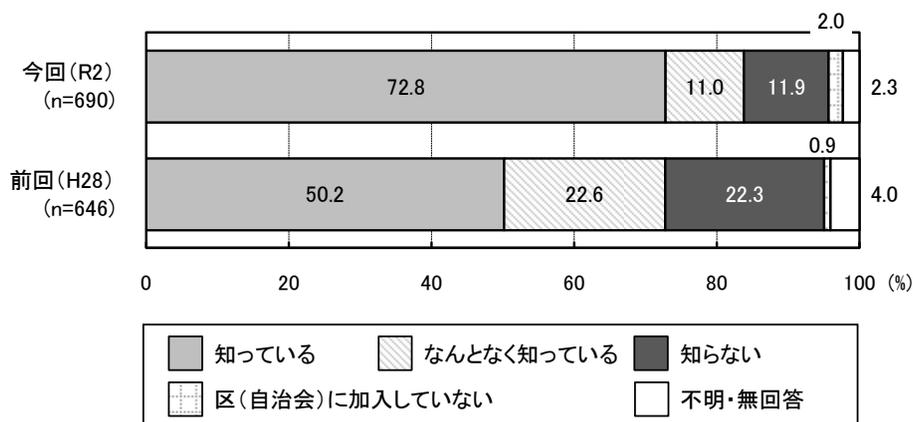
■社会福祉協議会の認知度



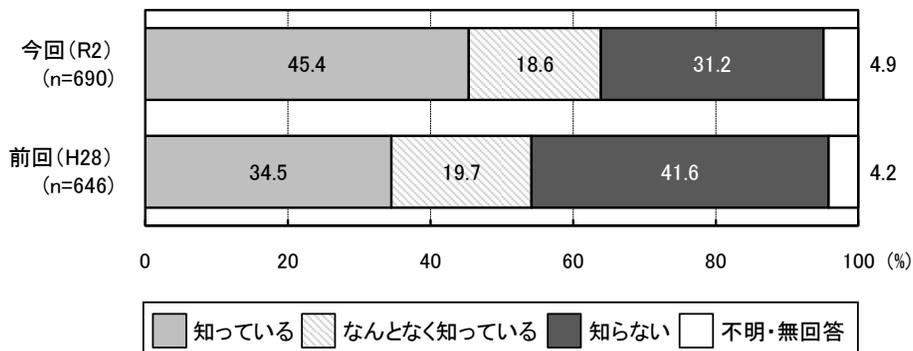
⑨区長（自治会長）、民生委員・児童委員に対する認知度

○「知っている」の割合をみると、区長（自治会長）は72.8%、民生委員・児童委員は45.4%となっています。いずれの認知度も前回から増加しており、区長（自治会長）は22.6ポイント、民生委員・児童委員は10.9ポイントの増加となっています。

■区長（自治会長）の認知度



■民生委員・児童委員の認知度



⑩福祉に関する情報の入手先

○年齢別で見ると、30歳代から50歳代では「町役場（町の広報など）」が最も高く、60歳代以上では「社会福祉協議会（社協通信・社協だよりなど）」が最も高くなっています。20歳代については「インターネット（携帯やパソコンなど）」が最も高くなっています。

■福祉サービスに関する情報入手先（年齢別・地区別）

単位：%

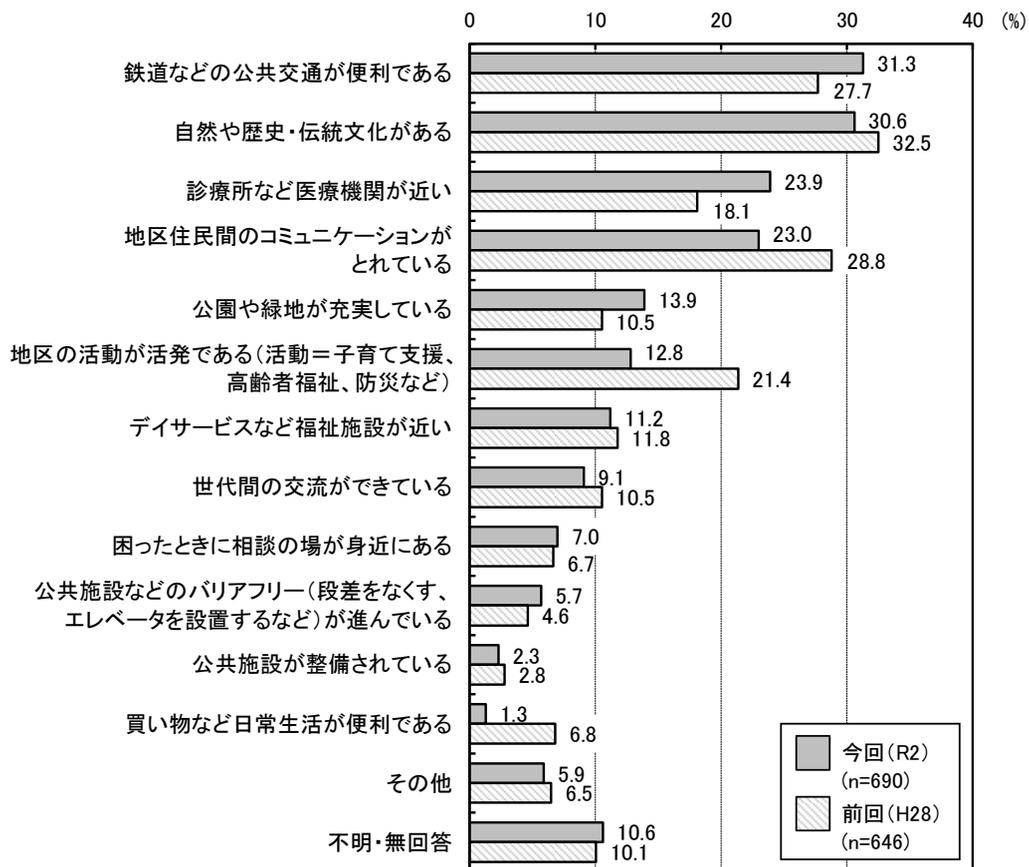
	信 社 会 福 祉 協 議 会 （ 社 協 通 信 ・ 社 協 だ よ り な ど ）	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	医 療 機 関 や 福 祉 施 設	町 役 場 （ 町 の 広 報 な ど ）	い づ み 人 権 交 流 セ ン タ ー	知 人 や 友 人	テ レ ビ や ラ ジ オ	新 聞 や 雑 誌	パ ン タ ー ネ ッ ト （ 携 帯 や ）	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
年齢別												
10歳代(n=9)	-	-	-	-	11.1	11.1	22.2	-	-	33.3	33.3	11.1
20歳代(n=39)	7.7	-	-	12.8	15.4	-	12.8	15.4	10.3	28.2	33.3	5.1
30歳代(n=55)	30.9	-	1.8	3.6	43.6	1.8	20.0	3.6	9.1	21.8	3.6	5.5
40歳代(n=63)	49.2	4.8	1.6	3.2	60.3	1.6	15.9	-	3.2	11.1	3.2	3.2
50歳代(n=96)	38.5	3.1	-	5.2	49.0	3.1	18.8	4.2	8.3	16.7	8.3	4.2
60歳代(n=159)	59.1	4.4	1.3	3.1	58.5	3.8	17.6	3.1	5.7	3.8	1.3	3.8
70歳代(n=157)	65.0	8.3	5.7	2.5	63.7	6.4	18.5	3.2	4.5	4.5	3.2	4.5
80歳以上(n=109)	56.9	11.0	11.0	6.4	56.0	6.4	19.3	2.8	11.0	2.8	2.8	6.4
地区別												
玉水(n=88)	44.3	4.5	4.5	6.8	55.7	2.3	14.8	-	8.0	17.0	9.1	6.8
水無(n=74)	67.6	4.1	6.8	4.1	60.8	1.4	14.9	4.1	5.4	8.1	1.4	1.4
高月(n=44)	59.1	4.5	4.5	2.3	59.1	-	20.5	-	4.5	9.1	4.5	-
上井手(n=59)	57.6	5.1	-	1.7	59.3	6.8	13.6	1.7	5.1	10.2	3.4	1.7
田村新田(n=2)	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-
石垣(n=99)	48.5	4.0	3.0	5.1	55.6	5.1	21.2	1.0	6.1	8.1	4.0	6.1
北(n=60)	38.3	8.3	5.0	6.7	50.0	10.0	26.7	1.7	11.7	5.0	1.7	13.3
南(n=50)	30.0	8.0	2.0	6.0	40.0	8.0	22.0	8.0	2.0	8.0	8.0	10.0
東部(n=48)	58.3	4.2	6.3	4.2	47.9	2.1	18.8	12.5	8.3	6.3	6.3	-
西部(n=35)	54.3	2.9	-	2.9	60.0	-	14.3	5.7	20.0	2.9	2.9	5.7
南部(n=51)	60.8	11.8	2.0	5.9	58.8	9.8	21.6	5.9	2.0	5.9	-	3.9
北部(n=69)	44.9	4.3	4.3	1.4	44.9	1.4	11.6	4.3	4.3	15.9	15.9	1.4

⑪地域の魅力に対する考え

○「鉄道などの公共交通が便利である」、「自然や歴史・伝統文化がある」が3割台、「診療所など医療機関が近い」、「地区住民間のコミュニケーションがとれている」が2割台となっており、「鉄道などの公共交通が便利である」、「診療所など医療機関が近い」については前回から割合が増加しています（順に3.6ポイント、5.8ポイント）。

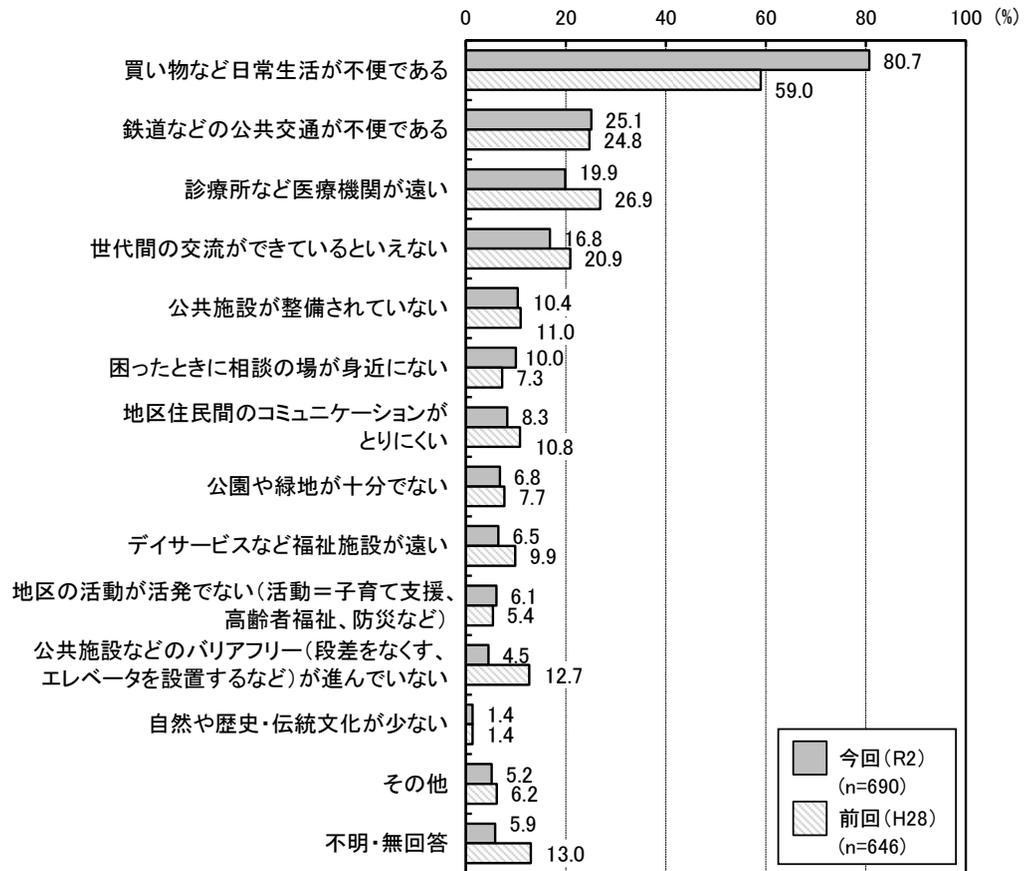
○前回に割合が高かった「地区の活動が活発である（活動＝子育て支援、高齢者福祉、防災など）」については8.6ポイント減少し、12.8%にとどまっています。

■住んでいる地区の良いところ



○「買い物など日常生活が不便である」が前回から 20 ポイント以上増加し、80.7%となっています。また、前回に比較的割合が高かった「診療所など医療機関が遠い」については 7.0 ポイント減少し、19.9%となっています。

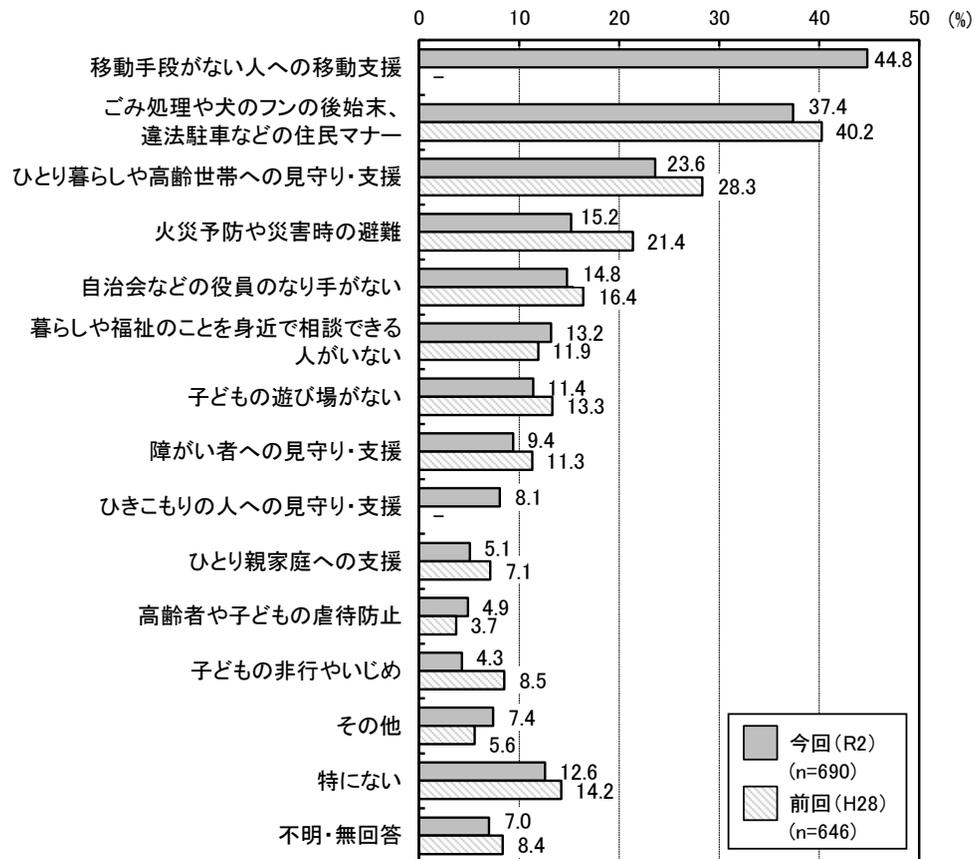
■住んでいる地区で気になるところ



⑫地域の課題

○「移動手段がない人への移動支援」、「ごみ処理や犬のフンの後始末、違法駐車などの住民マナー」が上位2位にあげられています。

■地域の課題



4 団体ヒアリング調査からみる状況

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、関係団体が考える地域福祉に係る現状と課題などを把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として実施しました。

■調査の概要

調査対象者	井手町内の地域福祉に係る各種団体
調査方法	直接配布・郵送またはFAXによる回収（調査票による記入方式） ※口頭での回答を希望する団体には電話によるインタビューを実施。
調査期間	令和2年12月21日（月）～令和3年1月6日（水）
対象団体数	14団体 （民生児童委員協議会、身体障害者協会、老人クラブ連絡協議会、PTA [泉ヶ丘中学校・井手小学校・多賀小学校]、IDE ゆうゆうスポーツクラブ、わかば会、子育てサークル さんさん会、社会福祉法人弥勒会、食生活改善推進員協議会、女性の船、地域福祉推進員、人権擁護委員）

(2) 調査結果

■地域による支援（住民参加の促進）

- ・メンバーの高齢化や人手不足、またそれに伴う活動の維持が困難
- ・後を継ぐ若い世代が活動に参加していない
- ・イベントの参加者やイベント内容の固定化
- ・近所づきあいや世代間交流が希薄、高齢者でも就労している人がいることで地域での福祉活動へ参加が進んでいない
- ・地域活動やボランティア活動の輪を広げるために、「若い世代への参加を呼びかける」「活動に関する情報を積極的に発信する」「活動できる拠点や場所を整備する」などの取り組みが必要
- ・地域福祉の重要性の広報への記載、福祉に関する取り組みの紹介の必要性、ボランティアの高齢化に配慮した行事・イベントが必要

■地域生活課題①（高齢者・障がいのある人・児童の福祉）

- ・ひとり暮らし高齢者世帯や高齢夫婦世帯が増加している
- ・ひとり親家庭が親と同居していることから団体活動へ参加しなくなっている
- ・良い自然環境で子育てをするために住宅開発が必要
- ・高齢者の孤立を防ぐために家から外出し活動できる場が必要
- ・コロナ禍の時こそ世代を超えて仲良くすることでひとりぼっちをなくす

■地域生活課題②（教育／就労・雇用）

- ・高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、地域の日常生活に密着した就業機会の提供が必要

■地域生活課題③（保健・医療／生活支援）

- ・高齢化の進展や新型コロナウイルス感染予防による活動量低下に伴う認知症状の悪化
- ・認知症サポーター養成講座を修了した後、地域で実践できるようにすることが必要
- ・空き家の把握を行政が行うことが必要
- ・災害時の避難や災害弱者への支援がいざという時にできるか懸念している

■地域生活課題の把握・分析

- ・高齢化の進展に伴う高齢者の孤立への懸念
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響で活動ができていない
- ・近隣市町との情報交換の場を設けたり、もっと福祉行政に取り組むことが必要

5 ワークショップからみる状況

(1) ワークショップからみえる地域の課題

ワークショップ（詳細は第5章参照）であげられた地域の課題などを整理しました。

地域のつながりの強化

- ・ 交流できる場所やイベントが少ない、世代間交流が必要
- ・ 新しく住み始めた人との交流がない
- ・ 外国人住民が増えており、言葉の違いを超えてコミュニケーションができるような工夫が必要
- ・ 若い世代にも各行事や取り組みの周知を図る為、広報紙だけでなく、公式 LINE、ホームページの活用を検討も必要
- ・ ひとり暮らし高齢者など、要配慮者の把握や声かけが必要（地区によっては、コロナ禍で見守りができていなかったり、ひとり暮らし高齢者の把握の強化を必要としている地区もある。）

地域活動の担い手不足

- ・ 人口減少、高齢化による人材不足で地域活動に影響が出ている
- ・ 地区の各行事を行っていくためのリーダー不足
- ・ コロナ禍によって、地域活動に制限があり、従来行ってきた活動ができなかったり、住民同士で協力・連携する機会が減少したりしている

誰もが安心安全に暮らせるまちづくり

- ・ 高齢化や人口流出による空き家が増加している
- ・ 歩道が狭い
- ・ 防災対策が必要
- ・ 獣害の発生
- ・ 高齢者のひきこもりの増加（コロナ禍により更に把握が難しくなっている。）
- ・ 町内移動手段が無く、特に高齢者の移動が課題
- ・ スーパーが無く、日常生活の買い物が不便
- ・ 路上駐車やごみのポイ捨てなど、住民のマナー・ルールの徹底が必要
- ・ 子どもの遊べる場所が少ない、子どもの安全対策の検討が必要

6 本町における課題

(1) 地域のつながりの強化

本町では、人口減少や少子高齢化が進行しており、アンケート調査結果によると、若い世代を中心に地域のつながりの希薄化が伺えます。また、アンケート調査結果を地域別にみると、上井手や西部、南部では他地域よりも親しい近所付き合いをしている傾向がみられます。

一方で、地域全体において、高齢者のひとり暮らし世帯などの支援を必要とする人たちは増加しており、高齢者の孤立・孤独防止や様々な困りごとを抱えている人たちとの助けあいなどのためにも日頃から地域のつながりの中で支えあえる仕組みづくりが必要です。

併せて、本町では外国人人口が増加していますが、地域とのつながりが無かったり、情報が伝わらなかったりするなどの課題がみられます。一人ひとりが地域の一員として、互いを尊重しあい、助けあう社会の形成や、交流の促進に向けた取り組みの検討も必要です。

(2) 地域福祉活動の担い手の育成

各種調査結果によると、地域活動やボランティア活動などにおける担い手の減少や高齢化が問題となっており、本町において地域福祉活動の担い手育成は喫緊の課題となっています。福祉への関心を高める取り組みや、現在は仕事などで忙しく、活動に参加できない人に対しても情報発信などを進めていき、将来的に地域福祉活動に参画してもらえるような担い手育成に向けた取り組みの強化が必要です。更には新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」の中で、地域活動などをどのように維持・継続していくかの検討も今後必要となります。

(3) 誰もが暮らしやすい地域づくり

アンケート調査結果やワークショップ結果によると、日常の買い物や移動支援の充実が地域の気になる点や課題としてあげられています。また、本町の福祉に関する取り組みにおいては、「防災体制の整備」「防犯体制の整備」について取り組んでいくべきという回答が多くなっており、行政と社会福祉協議会、住民の協働のもと、誰もが安心安全に暮らすことのできる地域づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

また、様々な困難を抱える人に対しては、福祉分野に限らず、教育・就労・保健・医療などの様々な角度からの支援が求められており、困難を抱える人を早期に発見できる体制づくりや適切な支援につなぐための相談支援の充実が重要となっています。

第3章 計画の方向性

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

計画の基本理念は、井手町の地域福祉を進めるうえで根本の考え方となるものです。

前回計画では、「学びあい 支えあい 育ちあいで築く わたしのふるさと 井手（地域福祉計画）」「安心 笑顔 ふれあいを みんなでつくる 井手のまち（地域福祉活動計画）」を基本理念とし、地域の問題を住民一人ひとりが共に分かちあい、支えあうことで「絆」を強め、地域における「良いところ」も「気になるところ」も、住民が互いに共有していくことを目標としていました。

本計画においては、住民が地域に愛着や誇りを持ち、住民同士が支えあい、一人ひとりが尊重され、お互いを認めあいながら、地域の課題を自分ごとと捉え、自分たちの住む地域を住民自身がつくっていく住民参加のまちづくりを進めていくことを目指して、基本理念を以下のように定めます。

● 基本理念

支えあい 認めあい
みんなでつくる 井手のまち

(2) 計画の愛称

本計画では、基本理念を踏まえ、「井手町あいあい（I あい）プラン」という愛称を設定し、住民や地域活動団体、事業所、行政、社会福祉協議会などが共に取り組みを推進し、支えあうまちづくりを目指します。

● 計画の愛称

井手町あいあい（I あい）プラン

計画の愛称である「あいあい（I あい）」には以下のような意味を込めました。

- ◆井手町の頭文字である「I」
- ◆英語で「私」を表す「I」
- ◆支えあい、認めあいの「あい」
- ◆愛（あい）

(3) 基本目標

基本理念の考えに基づき、以下の4つを基本目標として本計画を推進します。

基本目標1 安心・安全な地域づくり

安心・安全な地域づくりを進めるため、関係機関との協力のもと、防災・防犯対策を推進します。また、誰もが身近な地域で日常生活を安心して送ることができるような環境整備や権利擁護に係る取り組みの推進を図ります。

基本目標2 ふれあい、支えあう地域づくり

ふれあい、支えあいの地域づくりを進めるために、地域活動などの住民主体の活動を支援、推進し、住民相互の交流や支えあいなどを促進するとともに、団体間の交流や情報共有を図り、横のつながりを重視した絆のネットワークの拡大を目指します。

基本目標3 適切な支援につながるができる地域づくり

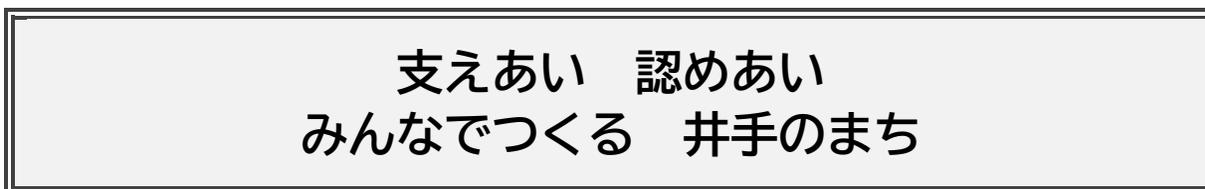
適切な支援につながるができる地域づくりを進めるために、子どもや高齢者だけでなく、子育て世帯やひとり暮らしの方、複合的な課題を抱えている人など、様々な状況下で支援を必要とする人が、それぞれの状況に応じた各種支援につながるができる体制構築を目指します。

基本目標4 人が学び育つ地域づくり

人が学び育つ地域づくりを進めるために、特に若年層の地域活動への参加を呼びかけ、持続可能な、未来を明るく語り合える地域づくりを進めます。今後も住民によるワークショップや懇談会を継続して開催することで住民参加の意識の芽生えを育むとともに、学校教育や生涯学習の場を活用して、地域福祉に関する知識を学ぶ機会を住民に広く提供するなど、将来の地域福祉活動の担い手育成に取り組めます。

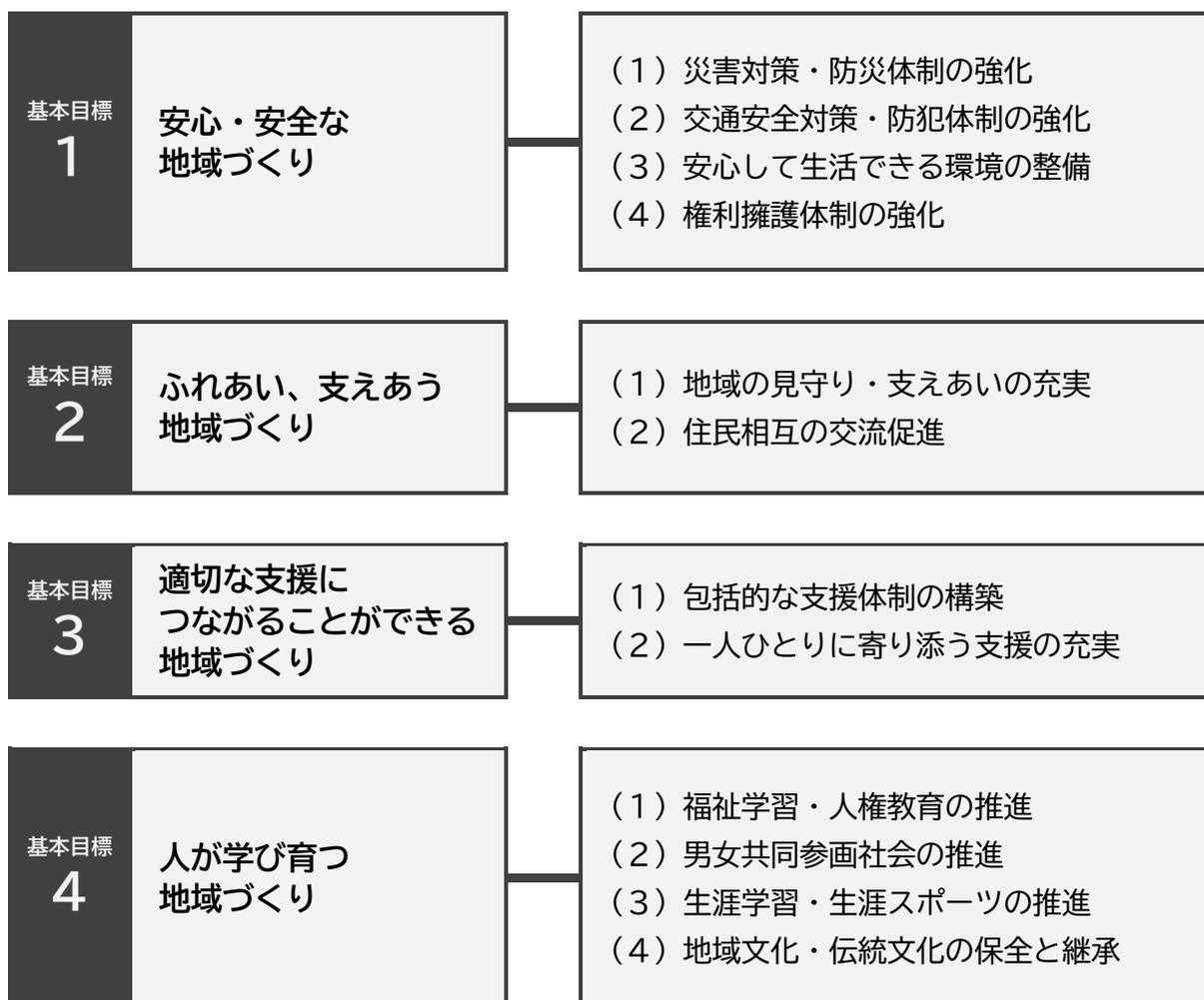
(4) 計画の体系図

基本理念



基本目標

主要施策



第4章 施策の展開

基本目標1 安心・安全な地域づくり

(1) 災害対策・防災体制の強化

取り組みの方向性

近年多発する地震や水害などの自然災害への防災・減災対策など、子ども、高齢者、障がいのある人に対する安心・安全な環境づくりが重要視されています。誰もが災害時に安全に避難できるよう、隣近所の交流や消防団・自主防災組織との連携のもと、適切な避難支援や安否確認ができる体制整備を推進するとともに、災害ボランティアの育成や避難訓練などの機会を通じた防災意識の向上を図ります。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 普段から防災意識を持ち、災害時における必要物資の備蓄や情報収集、地域の避難訓練などへの積極的な参加を行きましょう。
- 日頃からの隣近所の付き合いを通して、災害時などに助けあえる関係をつくりましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
防災意識の高揚	防災意識の向上及び防災知識の普及啓発のため、自主防災組織、消防団、消防署、町が連携した防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚を図ります。	総務課
火災予防啓発の充実	消防団や消防署協力のもと、防災訓練や防火パレードといった各種イベントにおける防火体験を行い、火災予防の啓発を推進します。	総務課
災害時における支援体制の強化	定期的な防災訓練により住民の防災意識を高めるとともに、災害時要配慮者の登録を実施し、個別の避難支援体制の構築を進めます。	総務課
災害時における避難体制の充実	災害時における要配慮者の事前把握に努めるとともに、避難支援体制の整備に取り組みます。	総務課 高齢福祉課 住民福祉課

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
災害ボランティアネットワーク連絡会の運営	平常時から連絡会を開催し、災害時に機能する災害ボランティアセンターの活動体制の整備を関係機関と進めます。
災害ボランティアの育成	災害ボランティアの育成を目的とした住民向けの研修会や訓練などを行うことにより、災害ボランティア事前登録者（スタッフ）数の増員を図ります。

井手町の取り組み紹介

～知っていますか？防災・災害時の対策～

災害への備えの考え方として、「自助」「共助」「公助」があります。

「自助」は自分や家族の身の安全を守ること、「共助」は地域の人たちで協力して助けあうこと、「公助」は自治体や消防等の公的機関による救助・援助のことです。

井手町では、災害対策に関する取り組みとして、毎年、自主防災組織や消防団、消防署と協力した防災訓練を行っています。災害発生時は、まず自分自身や家族の安全を確保することが非常に重要です。積極的に防災訓練に参加し、日頃からの自身の備えを見直すとともに、地域での災害時のネットワークの確認を行いましょう。

また、町では高齢、障がいなどにより災害時に自力で避難することが困難な人が、災害時要配慮者として登録申請を行うことで、災害時に地域の中での情報伝達や避難が迅速かつ安全に行うことを目的とした災害時要配慮者避難支援制度に取り組んでいます。

さらに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域がある地域ごとに、避難経路や避難場所、決めごとなど地域住民の意見を反映したマイ防災マップを作成しています。

■防災訓練の様子



■マイ防災マップ作成に取り組む地域住民の方々



(2) 交通安全対策・防犯体制の強化

取り組みの方向性

子ども、高齢者、障がいのある人が事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全、防犯の両面において安全を確保するための体制づくりを進めます。子どもを巻き込む事件や高齢者を狙った詐欺、消費者トラブルなどの多様化する問題に対しては、啓発活動や被害にあった場合の対処・相談窓口の充実など、支援体制の整備・消費者被害の防止に努めるとともに、見守りの強化による地域社会全体における支援の拡充を図ります。交通安全については、交通安全教室の開催など、交通安全意識の向上を図り、交通事故の発生防止に努めます。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 地域の人が事故に巻き込まれないよう、地域全体で声かけや見守りに取り組むとともに、自身も交通マナーを守り、事故を起こさないよう心がけましょう。
- 犯罪にあわないように、一人ひとりが防犯や消費者被害などについての理解を深めるとともに、地域で情報を共有しましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
交通安全対策の推進	交通安全教室の開催などを通じて、住民の交通安全に対する意識を高めます。また、通学路などの改良やバリアフリー化、登下校時の見守り活動など、ソフトとハード両面から交通事故の減少・防止を図ります。	総務課 学校教育課 建設課 高齢福祉課
防犯体制の充実	住民の自助、共助による防犯活動を支援することにより、各区における防犯意識の向上を図ります。さらに、防犯カメラや街灯の設置により、犯罪の未然防止に努めます。	総務課
消費生活の保護や相談の推進	消費者被害の防止や被害などへの的確な対応を図るため、情報収集または、指導・相談窓口を継続して実施し、消費生活の知識の向上、啓発を進めます。さらに他地域とも連携し、被害に遭遇した場合の問題解決への支援体制を維持します。	産業環境課

▶ 社会福祉協議会の取り組み

■ 地域で見守る安心な地域づくりに向けて、行政と協働して取り組みます。

井手町の取り組み紹介

～子ども見守り隊の活動について～

町では、井手・多賀地区において、地域住民やPTAによる子ども見守り隊の活動が行われています。子どもの登下校時の安全を確保するため、防犯パトロールや横断歩道等の危険個所での見守り活動を行っています。

■ 井手地区見守り隊



■ 多賀地区見守り隊



(3) 安心して生活できる環境の整備

取り組みの方向性

すべての住民が安心して日常生活を送ることができるよう、交通インフラについては、安全で快適な道路交通環境の構築を推進するとともに、単独で移動を行うことが困難な人に対する支援の充実を図ります。

居住に課題を抱える高齢者、障がいのある人などに対しては、多面的かつ横断的な支援の充実を図ります。また、町内に点在する空き家・空き店舗については、空き家バンク制度の運用など有効活用に向けた仕組みづくりを促進します。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 病院への通院や買い物のお手伝いなど、困っている人がいたら、できる範囲で助けあいましょう。
- 公共の場ではマナーを守り、誰もが公共の場を利用しやすい環境づくりに取り組みましょう。
- 空き家の活用など、地域の活性化について考えてみましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
人にやさしい道路網の整備	住民が安全で快適に移動できるよう幹線道路及び生活道路などの整備を促進します。また、ユニバーサルデザインに基づいたバリアフリー環境を構築し、高齢者・障がいのある人をはじめ、誰もが安心して使うことができる、人にやさしい交通ネットワークの形成を図ります。	建設課 高齢福祉課
高齢者、障がいのある人などに対する社会参加支援システムの整備	地域のボランティアやヘルパーの協力のもとに、高齢者や障がいのある人の外出の支援に努めます。また、単独で公共交通機関を利用することが困難な人に対して、社会福祉協議会との連携のもと、新たな移動支援事業の検討を進めます。	高齢福祉課
社会参加の機会拡大	障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、相談支援事業所との連絡体制を強化するとともに、交通費助成及び移動支援事業などの支援の充実を図ります。	高齢福祉課

施策名	内容	担当課
高齢者、障がいのある人向け住宅改修の促進	高齢者・障がいのある人などが自立した生活を継続できるように、住宅のバリアフリー化を推進することで、家庭内事故を防止し、居住の安定に寄与します。	高齢福祉課
空き家・空き店舗の有効活用	空き家、空き店舗を地域でのコミュニティ施設としての再利用、コミュニティビジネスなどへの活用を行うとともに、「空家等対策計画」を基に空き家バンクの利用促進を図るなど、活用に向けた働きかけを継続的に行います。	地域創生推進室

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
福祉移動サービス事業	<p>単独で公共交通機関を利用することが著しく困難な人の通院・公的機関への送迎を運転協力会員が行います。</p> <p>ニーズの増大を見据え、協力会員の確保など事業の充実を図るとともに、行政と連携し、新たな移動支援事業の検討を進めます。</p>

井手町の取り組み紹介

～移動支援について～

現在、町では社会福祉協議会が福祉移動サービス事業（登録制）を実施しており、高齢や障がいによって単独で公共交通機関を利用することが著しく困難な人に対する移動支援を行っています。アンケート調査の結果等でも移動に関する意見が多くあがっていることなどから、今後、関係団体との連携のもと、新たな移動支援事業の検討を進めていきます。

■福祉移動サービス事業



■使用車両



(4) 権利擁護体制の強化

取り組みの方向性

すべての住民が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには一人ひとりの人権が尊重されるよう、権利擁護の充実や成年後見制度の利用促進、虐待防止対策が重要です。そのため、判断能力に不安のある方への金銭管理等の支援、成年後見制度の周知など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護を促進するとともに、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待に関しては、関係機関と相互連携を密にし、統一的な対応や家庭内で抱えている課題にも着目した支援の充実を図ります。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 相手を思いやる気持ちを大切にし、お互いを尊重し、認めあいましょう。
- 権利や人権などについての理解や知識を深めましょう。
- 虐待に対する知識を深めるとともに、地域で虐待の兆候や虐待を発見した際には、町へ連絡しましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
権利擁護の充実	認知症高齢者や障がいのある人などが不利益をこうむることのないよう、権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用を促進するとともに、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を図ります。	高齢福祉課 地域包括支援センター
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用促進に向けて、制度の普及啓発や成年後見制度利用支援事業の推進を図ります。	高齢福祉課
障がいのある人への差別解消	障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するため、住民や事業者に対する相談窓口を設置するとともに、職員の研修・啓発の機会の充実に努めます。	高齢福祉課
児童虐待の防止	子どもへの虐待防止の啓発や相談、通報先などの周知、相談支援などを通じ、発生予防や早期発見、早期対応を図るとともに、関係機関と連携し、保護者やその家族を含む支援体制の更なる強化を図ります。	住民福祉課 学校教育課 保健センター いづみ人権交流センター いづみ児童館

施策名	内容	担当課
高齢者や障がいのある人への虐待防止	高齢者や障がいのある人への虐待防止に向けて地域における効果的な連携協力体制を強化し、啓発や研修を実施します。また、養護者の負担軽減に取り組むことで虐待防止対策を図ります。	高齢福祉課 住民福祉課 学校教育課 保健センター 地域包括支援センター

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
福祉サービス利用援助事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用の手続きや日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理や預貯金通帳などの預かりを行います。また、必要に応じて成年後見制度の利用につなげます。

基本目標2 ふれあい、支えあう地域づくり

(1) 地域の見守り・支えあいの充実

取り組みの方向性

住民主体のまちづくり活動を促進するため、ボランティアや NPO など各種団体活動の活性化を促進するとともに、地域を担う人材育成・地域福祉の担い手づくりを進めます。また、井手町まちづくり協議会活動の支援や地域づくり交流ネットワーク事業の拡充を進めることにより、団体間の連携と組織の活性化を図りながら、住民主体のまちづくり活動を推進します。

併せて、住民の地域生活課題への関心や意識の向上を促すことにより、主体的に地域福祉活動に参加する土壌づくりを促進します。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 日頃からあいさつや声かけを心がけるなど、近所の人や地域の人と関わりを持ち、地域の困りごとへの気づきの機会を増やしましょう。
- 地域の見守り活動や自治会活動に参加しましょう。
- 地域の課題に関心を持ち、解決方法を考えてみましょう。
- 地域で活動している団体同士で情報の発信・共有を行い、地域でのネットワークづくりに取り組みましょう。
- ボランティア講座などに参加し、ボランティア活動への理解・関心を深めるとともに、活動に積極的に参加しましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
地域での見守り・支えあい活動の促進	民生児童委員協議会、人権擁護委員の活動を支援し、課題やニーズに応じた地域の見守り・支えあい活動を促進します。	住民福祉課
各種団体活動の活性化と新しい住民組織の育成	地域の組織・各種団体への補助金の支給を通じた活動支援や活動の財源として活用できる寄付・共同募金などの各種情報提供により、組織の活性化を促します。また、団体を立ち上げようとしている方への情報提供などを充実し、新しい住民組織の育成を図ります。	住民福祉課 地域創生推進室 社会教育課

施策名	内容	担当課
関係団体・関係機関の連携	社会福祉協議会をはじめ地域福祉に関わる各団体との連携のもと、情報の交換と共有を図るとともに、課題解決や取り組みの拡大を目指した活動を支援します。	住民福祉課 高齢福祉課
地域づくり交流ネットワーク事業の推進	まちづくり協議会の構成団体をはじめ、各団体との連携を強化するとともに、地域活動団体相互のネットワークづくりを進め、交流の促進を図ります。	地域創生推進室
井手町まちづくり協議会活動の支援	地域おこし協力隊制度を活用しながら、「井手町まちづくり塾」「南部源氏ポタルを守る会」「万灯呂山の歴史を守る会」「商工会」などで構成される「まちづくり協議会」の充実を図ります。	地域創生推進室
青少年の社会活動の促進	青少年がボランティアや地域活動などの社会活動に主体的・積極的に参画できる機会を確保することにより、社会性や連帯意識の向上を図ります。	社会教育課
地域福祉の担い手づくり	住民や社会福祉事業者などと連携を密にし、情報を共有できる体制を整備することにより、地域福祉を担う団体や人材の育成・確保に向けた支援の充実を図ります。 また、定年退職者など社会経験豊かな人材が地域づくり活動に参加しやすくなるよう、情報発信や人材バンクなど仕組みづくりを進めます。	高齢福祉課 住民福祉課 地域創生推進室

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
ボランティアセンター機能の充実	ボランティアに関する相談、情報の提供、ボランティア講座や研修会・交流会の開催による学びの場づくり、関係機関との連携強化など、ボランティア活動がスムーズに行えるよう活動をバックアップするボランティアセンター機能の充実を図ります。
ボランティア団体への活動助成	活発な活動を行うボランティア団体へ、その実績や活動計画に応じた規模で助成を行い、ボランティア活動の発展と継続を支援します。
「ボランティアセンターだより」の発行	月1回、町内のボランティア活動に関する情報を紹介した「ボランティアセンターだより」を発行し、ボランティアに関する広報・啓発活動を促進します。

事業名	内容
地域福祉活動講座の開催	地域で福祉活動を行う人のスキルアップや地域福祉活動の担い手の拡充、また地域福祉活動への理解と関心を深める機会として、各種講座を開催し、多くの住民が地域福祉活動に参加する地域を目指します。
地域福祉推進員による見守り活動	各地区の地域福祉推進員が、ひとり暮らし高齢者など安否確認や見守りが必要と考えられる住民を定期的に訪問し、地域の中で発生する様々な福祉課題の早期発見、問題の深刻化を防ぎます。
地域福祉推進員によるミニサロンの開催	各地区において、地域福祉推進員が中心となってミニサロンを開催し、仲間づくり、元気づくり活動として相互の見守り、安否確認など、日頃から地域での支えあいを促します。
ふれあい食堂	孤食を防ぎ、様々な人たちの多様な価値観にふれながら団欒や新たなつながりを提供する場所としてふれあい食堂を開催するとともに、活動者の支援を行います。
ハローサービス活動	希望されたひとり暮らし高齢者などへ電話で安否確認を行います。また、気軽に利用できる仕組みを検討するとともに、事業啓発を行うことで、活動の拡充を図ります。
フレンドリーサポート事業	日常生活において、何らかの援助を必要とする住民に対し、地域の協力が家事援助などのサービスを提供します。また、事業の充実を図るため、広報紙での加入の呼びかけ、会員へのきめ細かな相談・助言などを行うとともに、より利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

(2) 住民相互の交流促進

取り組みの方向性

住民同士がふれあい、支えあう地域づくりを進めるためには、住民や地域活動団体、企業や行政など地域の多様な主体が参画することで、人と人とがつながる地域づくりが必要です。そのために、交流の場や居場所の充実を進めるとともに、世代間・多文化間の交流や地域活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ることにより、住民相互の交流を促進します。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 各種サロン活動など、住民が交流できるイベントなどに積極的に参加し、交流を深めましょう。
- 地域行事やサロン活動など、世代間交流ができるイベントを考えてみましょう。
- 多文化交流や転入してきた人との交流など、機会があれば積極的に参加するとともに、自分たちでも何ができるか考えてみましょう。
- 身近な地域で住民が気軽に集える交流の場や拠点づくりを進めましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
世代間交流の促進	高齢者と幼児・児童・生徒など、世代を超えて交流できる機会を積極的に創出することにより、世代間交流の促進を図ります。	高齢福祉課 住民福祉課 社会教育課
障がいの有無に関わらず参加できる交流機会の充実	特別支援学校の開校を契機として障がいの有無に関わらず、様々な人との交流機会の拡大及び充実を図るとともに、交流の場への積極的な参加の促進を図ります。	高齢福祉課
高齢者や障がいのある人が地域の中で生き生きと活動できる場づくり	高齢者や障がいのある人が社会参加できる場づくりを推進し、生きがいをつくることのできる活躍の場の充実を図ります。	高齢福祉課
住民活動の場づくり	まちづくりセンター椿坂や玉泉苑・賀泉苑での各団体の活動（まちづくり団体）を引き続き支援していくとともに、コミュニティ施設などを活用し、様々な住民が地域で活躍できる場づくりや地域課題の解決に寄与できるような環境づくりに努めます。	地域創生推進室 住民福祉課

施策名	内容	担当課
多世代コミュニティの創造	地域に住む誰もが気軽に集える交流の場づくり、居場所づくりなどを進め、地域コミュニティの充実を図ります。	地域創生推進室 住民福祉課 高齢福祉課
多文化共生の促進	外国人住民に対し、分かりやすい方法で行政・生活情報の提供や適切なサービスの提供を行うとともに、地域での生活にあたっての相談体制の整備を進めます。また、地域において多文化共生に関する意識啓発を図るなど、地域との交流促進に向けた支援を検討します。	企画財政課 住民福祉課 社会教育課 地域創生推進室

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
子育てサロン	就園前の乳幼児と保護者を対象に、親子で安心して遊べる居場所づくり、子育ての不安感や孤独感、ストレスを緩和することを目的としたサロンを開催し、保護者同士の交流を図ります。
わくわくバス遠足	就園前の乳幼児と保護者を対象に、バス遠足を実施し、保護者同士、子ども同士の交流促進を図ります。
社協♡生き生きサロン	65歳以上の方及び障がいのある方を対象に、サロンを開催し、参加者の交流及び生きがい促進と閉じこもり防止を図ります。また、他団体との連携によって、より多彩な内容となるよう努めるとともに、気軽に参加できるサロンを目指し、啓発を行います。
社協♡生き生き体操教室	概ね70歳以上の方を対象に、体操教室を開催し、参加者の交流及び健康づくりを推進します。
生きがいづくりのためのサークル活動	退職した住民の生きがいづくりや仲間づくりができるサークルの発足、新型コロナウイルス感染症対策を行った上でのサークル活動の場の提供など、サークル活動を支援し、その活性化や充実を図ります。
世代間交流の推進	高齢者が昔の遊びなどを子どもや若者に伝えるなど、多世代が交流できるイベントの開催を図ります。
地域の気軽な居場所づくり	子どもや親、高齢者や障がいのある人など、誰もが気軽に立ち寄り交流できる多様な居場所づくりを進めます。
各種器材の貸出	住民団体が地域で行う行事やイベントなどに必要な器材や用具（ゲーム、調理器具など）を貸し出します。

基本目標3 適切な支援につながるができる地域づくり

(1) 包括的な支援体制の構築

取り組みの方向性

少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加、住民のつながりの希薄化などにより、社会の構造変化が急速に進む中、既存の支援体制では多様なニーズに対応できないという問題が顕在化しています。今後は、既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、多機関の協働による包括的な支援体制の構築を促進し、相談支援体制、情報提供体制の充実を図ります。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 困っている人がいたら声をかけたり、必要に応じて、関係機関につなげたりしましょう。
- 困りごとがあったら、一人で抱え込まず周囲の人や身近な相談窓口にご相談しましょう。
- 子育て、介護、障がい福祉などの福祉サービスの情報に関して理解を深めるとともに、必要に応じてサービスや制度を利用しましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
全世代型地域包括ケアシステムの推進	誰もが地域で安心して暮らせるための全世代型地域包括支援体制のあるまちなちを目指し、保健・福祉・医療などの連携強化による支援体制の整備、多職種連携の推進を図ります。	住民福祉課 高齢福祉課 保健医療課 保健センター
福祉サービスに関する情報提供・相談支援体制の充実	広報紙、インターネット、SNSなどを活用し、福祉サービスを必要とする人が必要な情報を得られるよう、サービス内容などの分かりやすい情報提供に努めます。また、関係機関と連携し、身近な相談窓口の周知を図ります。	住民福祉課 高齢福祉課 保健医療課 保健センター
福祉に関わる人材の確保・育成	支援を必要とする人が各種サービスを適切に利用することができるよう、福祉に関わる人材の確保や資質向上を図ります。	住民福祉課 高齢福祉課 保健医療課

施策名	内容	担当課
子育て支援施策の充実	子育て支援センター、保健センターなどが連携し、切れ目のない子育て支援の推進、各種子育て支援サービスの充実を図ります。また、給食費の無償化及び町独自の第三子保育料無償化を引き続き実施し、保護者のライフスタイルと保育ニーズの多様化に応えることのできる体制をつくります。	住民福祉課 保健センター 学校教育課 学校給食センター
健康づくりの推進	住民一人ひとりの健康づくりに対する意識向上を目指し、健康相談や健康教育、各種イベントなどを実施することにより健康への意識づけを促します。また、保健センターの機能を充実し、各種健診や保健指導を促進することにより、住民のライフステージに応じた健康づくり支援の充実を図ります。	保健医療課 保健センター
救急医療体制の充実	休日・夜間の救急医療の需要に対応するため、各医療機関や医師会などと連携を図り、体制を整備するとともに、住民への緊急時の医療体制の周知を促進します。	保健センター
高齢者福祉施策の充実	住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防の充実を図るとともに、住民への介護予防の重要性を啓発します。また、関係機関と連携を図り、介護保険制度の円滑な運用を進めるとともに、高齢者の状況に応じた適切な介護保険サービスの提供体制の整備を図ります。	高齢福祉課 地域包括支援センター
障がい者福祉施策の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や各事業所との連携を強化し、相談支援の整備、ライフステージに応じた適切な支援の充実など支援体制の整備を図ります。また、障がいのある人が地域で生き生きと暮らすことができるよう、社会参加の促進を図ります。	高齢福祉課

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
心配ごと相談事業	老人福祉センターにおいて生活上の様々な相談に応じる相談所を開設し、必要に応じて行政や、法律・福祉などの専門機関へつなぎます。また、電話相談も併設することにより、利用しやすい相談所を目指します。
ほほえみ会 (ひとり暮らし高齢者)	ひとり暮らし高齢者の仲間づくり、生きがいづくりに向けて、懇親会などを開催します。
介護予防事業 (山吹体操クラブ・ 高齢者健康相談事業・ 地域介護予防活動支援 事業)	介護予防事業として、山吹体操クラブ(転倒予防教室)や健康相談、介護予防運動リーダー研修会を実施します。また、地域ごとの介護予防活動に人材を派遣するなどの支援を行います。
配食サービス事業	月2回、調理ボランティアが、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯などを対象にお弁当をつくれます。さらに、担当民生委員が対象者の自宅まで届けることで安否確認も行います。
高齢者世帯電気、ガス 設備の無料点検事業	高齢者世帯の方々が安心して暮らせるよう、関係機関と協力して火災防止を図るとともに、安否確認を行います。
夏期見舞金	在宅で寝たきりや認知症の高齢者、重度障がい者を対象に、年1回見舞金を支給します。見舞金は、全戸配布の広報紙で周知します。
介護用品の貸出	障がいのある人などに車いすなどの福祉用具を緊急時や短期間貸し出します。

(2) 一人ひとりに寄り添う支援の充実

取り組みの方向性

生活困窮者、自殺対策、再犯防止など複合課題を抱える人への支援について、属性ごとに区切られた支援体制では制度の狭間のニーズなどへの対応が難しくなっています。支援を必要とする人を把握し、地域や関係機関の連携のもと、適切な支援へつなげていくとともに、分野横断的な支援を展開するなど、各種支援の充実を図ります。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、専門機関に相談したりしましょう。
- 地域で孤立する人がでないよう、住民同士で気付きあえる関係づくりを進めましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けて、相談機能を強化し、よりきめ細やかな相談対応を行うとともに、様々な情報提供に努め、ひとり親家庭の会などの活動を支援します。また、児童扶養手当や福祉医療費の支給など、支援を必要とする人のための経済支援を設けるとともに、安心して就労できるようサポート体制を構築します。	住民福祉課 保健医療課
生活困窮者への支援の充実	各関連機関と連携し、生活困窮者に対する適切な助言を行うとともに、援助に向けた相談支援、就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援の充実を図ります。	住民福祉課
自殺対策の推進	「井手町自殺対策計画」に基づき、関係機関との連携のもと、効果的かつ総合的な自殺対策の推進を図ります。	高齢福祉課
再犯防止に向けた支援の推進	「社会を明るくする運動」の実施など、再犯防止に関する啓発を行うとともに、関係機関との連携のもと、再犯防止に向けた支援の推進に努めます。また、罪を犯した人などの社会復帰に向けた支援体制の整備についての検討を進めます。	住民福祉課

施策名	内容	担当課
孤立することのない地域づくりの推進	ひとり暮らしの高齢者など、社会的孤立を防止するため、孤立の可能性のある人に対して、関係各課や関係機関との連携のもと、適切な情報共有やアウトリーチの強化を行い、支援を必要とする人の把握及び適切な支援へとつなげます。	高齢福祉課

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
井手町わかば会 (ひとり親家庭の会)の 育成・支援	社会福祉協議会内に、わかば会の事務局機能を設置し、若年ひとり親家庭の参加を増やしています。母子・父子を支援する受け皿として今後も総会や各種交流レクリエーション活動を支援します。
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や失業や減収により生計の維持が困難となった住民に、目的に応じた資金を貸し付けるとともに相談援助を行い、暮らしが安定するよう支援します。

基本目標4 人が学び育つ地域づくり

(1) 福祉学習・人権教育の推進

取り組みの方向性

地域福祉を推進するためには、住民による地域福祉における問題の共有化と問題意識の向上が必要です。住民・行政・各種団体などと連携を図りながら、地域福祉に関する学習機会の充実、福祉教育・人権教育の推進、積極的な広報、地域福祉意識の啓発などを行うことにより、住民の地域福祉活動に対する主体的参加の促進を図り、将来の担い手育成を図ります。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 「広報いで」や「社協だより」などで福祉に関する情報を収集し、共有しましょう。
- 福祉に関心を持ち、福祉に関して学ぶ場などに積極的に参加しましょう。
- 認知症高齢者や障がいのある人などに対して理解を深め、正しい知識を身につけましょう。
- 子どもの頃から福祉に関心が持てるよう、家庭内で福祉に関する話をしたり、図書館で本を借りたりするなどのきっかけづくりに取り組みましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
学校における福祉教育の推進	将来の担い手である子どもたちが、地域福祉に対する理解と認識を深めるため、学校において地域の高齢者や障がいのある人との交流や体験学習などを促進するなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 高齢福祉課
地域福祉に関する学習機会の充実	研修会や啓発活動など、地域福祉に対する学習機会の充実に取り組み、福祉学習が新たな地域福祉活動の展開に結びつくよう、各種地域団体との連携を図ります。	住民福祉課 社会教育課
人権教育の推進	高齢者や障がいのある人、外国人などへの人権侵害のほか、SNS などのインターネット上の人権侵害や性の多様性など、様々な人権課題の解決に向け、人権尊重意識を高めるための指針である「第2次井手町人権教育・啓発推進計画」の推進を図ります。	いづみ人権 交流センター 社会教育課

施策名	内容	担当課
生涯学習と人権教育の連携強化	日常生活において、人権への意識が態度や行動に現れるよう、生涯学習との連携を強化するとともに、人権についての啓発や学習機会の充実に努めます。	社会教育課 いづみ人権交流センター
人権相談の推進	人権擁護体制の確立を図るため、各種相談機関などと連携を深めるとともに、相談者に合った各相談事業の充実に努めます。	いづみ人権交流センター 住民福祉課

▶ 社会福祉協議会の取り組み

事業名	内容
懇談会やワークショップの実施	住民懇談会や地区別住民ワークショップなどを実施し、住民の声、地域の課題、問題意識などを住民同士が共有する機会とします。また、継続的に開催することで、地域の課題把握、ネットワーク化、地域福祉活動の活性化を図ります。
「社協だより」の発行（全戸配布）	年2回、社会福祉協議会の活動や地域福祉に関する情報を掲載した「社協だより」を発行し、福祉活動の啓発を図ります。
社会福祉協議会をもっと知ってもらおう取り組み	イベント時の説明会実施、「社協通信」、「社協のしおり」の制作・配布、「社協だより」の活用、学校への出前授業などの広報活動の充実に努め、社会福祉協議会や地域福祉推進員及びその活動内容の周知啓発を推進します。
社会福祉協議会会員増員運動	サロンやイベントなどの機会を活用しPR活動を実施することで、社会福祉協議会の増員運動を推進します。
地域福祉推進員研修	地域福祉推進員を対象とした研修会を開催し、活動の目的を明確にするるとともに、各地区間の交流を図ります。
「障害者週間」啓発事業	障がい者福祉への理解を深め、障がいのある人のあらゆる分野への参加意欲の向上を目的とする「障害者週間」について、広域市町（綴喜二市二町）の社会福祉協議会による合同事業としてポスター掲示、啓発グッズの町内施設での配架などを実施します。
疑似体験機材の貸出	高齢者や障がいのある人への理解の促進、福祉教育・ボランティア学習の推進のため、疑似体験セット、車いすなどの福祉機材の貸出を行います。
福祉協力校の指定・活動助成	今後の地域福祉の担い手となる、小中学校の児童・生徒に対して、社会福祉に関する意識の高揚を図るため、福祉の実践学習を行うことを目的に福祉協力校の指定を行い、社会福祉協議会も積極的に運営に関わりながら、地域の高齢者との交流やボランティア活動を進めます。

事業名	内容
福祉教育（小学生）の推進	<p>普段の生活や学習の中で福祉を学ぶため、町内の小学校に講師を招き、障がいや認知症、手話や点字のことを学びます。また、肢体不自由者の疑似体験などを行うことで、日頃見過ごしてしまう普段の暮らしの問題に気づく福祉教育を、小学校と共同で行います。</p>
社会福祉体験学習（中学生）の推進	<p>中学生が、福祉体験学習を通じ、「高齢や障がいの有無などに関係なく、共に暮らしていく」という考え方を学ぶ機会を創出し、地域の各種関連施設において高齢者や障がいのある人たち、乳幼児とのふれあい・交流を通して、命の尊さや思いやり、やさしさ、人としての本当の強さを養います。</p>

(2) 男女共同参画社会の推進

取り組みの方向性

地域福祉推進の視点から地域社会のあらゆる面において、誰もが性別に関わらず、対等の立場で共に参画するために、地域活動などにおける固定的な性別役割分担意識の解消を図り、活動に参画する機会を確保するとともに、活動しやすい環境づくりを進めます。

主な取り組み

▶ 住民の取り組み

- 男女共同参画への理解を深めましょう。
- 地域活動において、性別に関わらない積極的な参画を促すとともに、誰もが活動しやすい環境を整えましょう。

▶ 行政の取り組み

施策名	内容	担当課
男女共同参画の推進	「井手町男女共同参画プラン」に基づき、性別による固定的役割分担意識の解消に努めるとともに、人権尊重やジェンダーの視点に立った新たな課題への取り組みを推進します。	社会教育課 いづみ人権交流センター
女性の自立と社会参加を進める環境づくり	誰もが能力を発揮する機会を確保するとともに、一人ひとりを尊重することができる環境を構築するため、企業・関係機関との連携促進を図ります。	総務課 産業環境課 社会教育課
女性に対する様々な暴力の防止	DV やハラスメントは重大な人権侵害であるという共通認識のもと、「井手町 DV 対策基本計画」に基づき、DV などの防止策として各種関係機関との連携を強化し、相談体制や啓発、学習機会の充実を図ります。	いづみ人権交流センター 社会教育課 住民福祉課 保健センター

▶ 社会福祉協議会の取り組み

- 地域活動における男女共同参画の推進を行政と協働のもと、取り組みます。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

取り組みの方向性

豊かな暮らしの営みを実現、継続するためには、経済的・物質的な充足だけでなく、生涯にわたり学習、スポーツなどを通じて、心の豊かさを育むとともに、身体機能を高めることが必要です。このため、住民ニーズや必要課題に応じた講座の開設、時代や流行に対応したスポーツ活動を促進し、地域の絆が深まる住民の活動機会の充実を図ります。

主な取り組み

▶住民の取り組み

- 生涯学習に関する学習会やスポーツ活動に積極的に参加し、心身の健康づくりを行いましょう。
- スポーツ活動などを通じて、地域の人との交流機会をつくりましょう。

▶行政の取り組み

施策名	内容	担当課
生涯学習における福祉教育の推進	高齢者の生きがいに結び付く学習機会を設けるなど、地域における福祉教育の充実に努め、新たな地域福祉活動の展開に結びつくよう、各種団体との連携に努めます。	社会教育課 住民福祉課
活動機会の充実	スポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供や相談への対応など活動しやすい環境づくりを進めるとともに、活動機会の充実に努めます。	社会教育課
社会体育施設の整備	住民が身近な場で安全にスポーツ活動ができるよう、社会体育施設の整備充実を図ります。	社会教育課
総合型地域スポーツクラブの育成	住民ニーズを把握し、事業内容の見直しを適宜行い、持続可能なクラブとして実施できるよう、地域主体の「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。	社会教育課

▶社会福祉協議会の取り組み

- 誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて、様々な機会を利用し、幅広い年齢層に対して地域福祉に関する啓発などを行います。

(4) 地域文化・伝統文化の保全と継承

取り組みの方向性

井手町に点在する地域固有の自然や伝統文化は地域全体の共有財産であり、住民の地域への愛着や地域づくりへの参加意識を育てる貴重な資源です。伝承されてきた文化の維持・継承を絶やすことがないよう、文化財保護活動を推進するとともに、自然や歴史文化などの魅力を再構築することにより、積極的な活用を図ります。

主な取り組み

▶ 住民の取り組み

- 子どもたちに地域の伝統文化や行事を伝承していきましょう。
- 地域における人材育成に取り組みましょう。
- 地域の魅力を見つけ、継承していきましょう。

▶ 行政の取り組み

施策名	内容	担当課
文化財保護活動の推進	町内の文化財の整備などを通じて、文化財保護に努めるとともに、講演会などの開催による住民の文化財保護意識の向上を図り、保護活動の担い手の育成につなげます。	社会教育課
文化協会の充実・強化	文化・芸術に関する事業やイベントを積極的に支援するとともに、主催団体と協力し、参加者確保に向けての支援を行います。	社会教育課
文化を継承する人材の育成	自然や歴史文化を継承し、住民や来訪者に伝えていくふるさとガイドボランティアの育成を進めます。	社会教育課
ふれあい交流の場としての活用の促進	文化財展示室の公開などを通じて、地域の特色ある歴史・文化・芸術にふれる機会の拡充と文化財の積極的な活用を図ります。また、住民相互の交流の場として文化財の積極的な活用を図ります。	社会教育課

▶ 社会福祉協議会の取り組み

- 行政と協働のもと、地域の魅力を住民に伝えます。

第5章 12地区の取り組み

本計画の策定にあたり、ワークショップを実施し、これまでの各地区の取り組みの振り返りや今後地区で取り組んでいくこと、12地区の目指す将来像について、話し合いました。

ワークショップで話し合った主な内容を地区ごとに紹介します。(結果のまとめはp.35「ワークショップからみる状況」にも掲載しています。)



住んでみたい住んでよかったと思えるまち玉水！



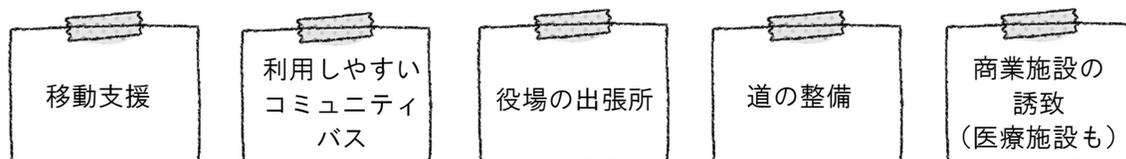
■玉水区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	454世帯	子ども会 会員数	32人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	409世帯	民生児童委員数	3人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：2 会員数：146人	地域福祉推進員数	22人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援が充実 ・地域のつながりが強い ・子どもがメインの明るい町 ・全世代で子どもを支援 ・あいさつが多い ・歴史、自然が豊か ・おだやかな人が多い ・人情味がある ・交通の便が良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通が多い、朝に他県からの車が多い ・移動手段が無い、病院が遠い ・駅前だけ道路が改善されている ・玉水駅前車のスピード・商業施設が減った ・買い物が不便、スーパーが無い ・子どもの遊ぶ場所が少ない ・コミュニティバスがない、地区のバスがほしい ・持病がわかるようなシートづくりが必要 ・119が繋がらない

■今後の地区の取り組み





笑顔であいさつ 災害に強い 安心の水無



■水無区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	277 世帯	子ども会 会員数	29 人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	209 世帯	民生児童委員数	1 人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：1 会員数：118 人	地域福祉推進員数	12 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯が合うと話せる ・住民の結びつきがある ・登校の見守り隊 ・11月に防災訓練 ・駅が近い、東口ができた ・子どもと大人の仲がいい ・ゴミの分別ができています 	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を開いている家の防犯対策 ・路上駐車 ・ゴミをおさえるブロックの散乱 ・子ども会の参加者の減少 ・保育園児、猿が近くにいて危険 ・駅（東口）深夜まで騒音 ・車の通る道が狭い ・玉川保育園→危険区域のため見直しが必要 ・居住者、新しい人との交流が少ない

■今後の地区の取り組み

災害時の
行動、手順の
確認

防災、防犯に
取り組む

子どもたちや
高齢者を
見守る！

世代みんなで
参加できる機
会を年に1～
2回もつ！

児童公園の清
掃活動を通じ
た交流



安心・安全 ひらかれた住みよい町高月



■高月区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	172 世帯	子ども会 会員数	11 人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	138 世帯	民生児童委員数	1 人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：1 会員数：64 人	地域福祉推進員数	9 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・静かで住みやすい環境である ・生活環境が比較的整備されている ・道路にゴミの散乱が無く地域全体がきれいである ・区内全域で道路が広くて良い ・新しい区でまとまりがあり、近隣の人も親切な人が多い ・顔見知りが多い、自治会がしっかりしている ・登下校の時、見守り隊の方々が朝夕各場所に立ってくださっている ・新しい住民が入ってきている 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流できる場所、イベントが少ない ・世代間（若手と年配者）の交流が進むと良い ・高齢化。若手世代が増えて活気を高めたい ・公民館を使ったイベントの開催 ・清掃の後の話をする機会がほしい ・元々かもしれないが、地域住民の交流が少ない ・夜間路上駐車が多い ・公民館まわりに空き缶などのゴミを見かける ・子どもの遊び場所が無い、遊具が少ない(無い) ・猿が出没して困る ・玉川沿いの道路幅が狭く危険、桜シーズンは危険で子どもが歩けない

■今後の地区の取り組み

子ども達が安心して遊べる場所をつくる

世代間の交流

全員で防災に取り組む

歴史を受け継ぐ

バスケットコート
の空き地
利用



人の絆を大切にする地域づくり



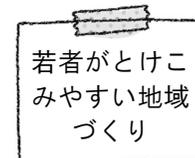
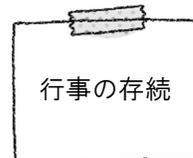
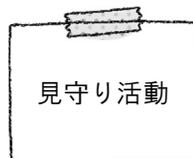
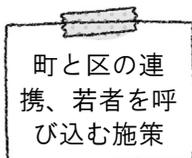
■上井手区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	165 世帯	子ども会 会員数	3 人
自治会会員世帯数 （広報紙配布数）	132 世帯	民生児童委員数	1 人
老人クラブ（会員）数	クラブ数：1 会員数：143 人	地域福祉推進員数	12 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団と実行委員会の連携、一人暮らし老人を月1回訪問 ・子ども会による古紙回収の実施 ・祭りなど行事があり地区の人々が集まる機会がある。参加率が高い ・役場の移転で便利になる ・豊かな自然で景色、空気が良いところ ・行事も寄付で成り立っている ・実行委員がしっかりしている ・老人会活動が盛ん ・行事に他所から人も来る ・地区のつながりが強い ・道の駅ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の把握 ・子どもの減少、高齢化 ・夜道が暗い、道が狭い ・防犯対策（空き家など含む） ・猿被害 ・これから子どもの交通安全が不安 ・子どもが信号をちゃんと渡れるか不安 ・行事が中止（コロナ） ・三役で掃除など（コロナで参加する人がいない） ・買い物に行くところが無い ・結婚したら町を出てしまう ・家を建てる場所が無い

■今後の地区の取り組み





豊かな自然を求めて外から人がやってくる地区



■田村新田区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	9世帯	子ども会 会員数	0人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	9世帯	民生児童委員数	1人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：一 会員数：一	地域福祉推進員数	0人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・年々道路改良によって車が走りやすい ・静かで空気がきれい ・自然豊かな環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・限界集落化、人口が減っていく ・家と家が遠い ・害獣（鹿、猪）の増加 ・河川の荒廃 ・木の管理 ・災害が怖い ・道路の草刈り回数をもっと増やしてほしい ・早朝より自転車走行が多い、マナーの悪さ ・道が1本しかない ・水道管のインフラ整備 ・自販機がほしい

■今後の地区の取り組み

棚田を美しく維持して、他地区の人が多く来るようにする

豊かな自然を利用した地域づくり



気軽に声をかけあえる安心・安全な石垣



■石垣区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	466 世帯	子ども会 会員数	39 人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	320 世帯	民生児童委員数	2 人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：2 会員数：242 人	地域福祉推進員数	17 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・外国の方アパートに住んでいる ・京産大むすび家 ・ラジオ体操をしていた→浸透した ・四季折々の美しさ、玉川がきれい ・自然が豊か（ホタルがいる） ・水が美味しい ・パン屋さんがある ・小学校、駅が近い ・保育園が2つ近くにある ・そこそこお店があるなど、適度に便利 ・近所付き合いが良い ・年齢を重ねて増々元気な高齢者が多い ・元気体操に90歳以上の参加があり、健康的 ・高齢者の集まる場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーが無くなった、買い物する所が少ない ・車が多く通る、スピードが速い ・府道がバイパスのようにになっている ・歩道が狭い ・庭木雑草の管理不十分 ・不審者が出ている ・空き家の増加 ・商店の減少 ・公園が遠い ・アパートで隣組が無い ・コロナ禍で家庭にこもる人（高齢者）が多い ・防災対策

■今後の地区の取り組み





子どもから高齢者までみんなの声がきこえるまち



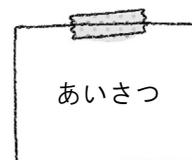
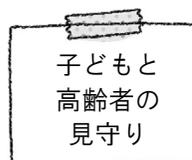
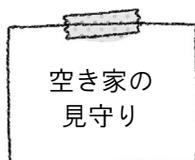
■北区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	515 世帯	子ども会 会員数	48 人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	425 世帯	民生児童委員数	4 人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：2 会員数：141 人	地域福祉推進員数	14 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが多い ・通学が安全 ・子ども、高齢者への見守りをしている ・子どもからあいさつができる ・人情味がある ・住民のパワーがすごい 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した家が多い ・子ども、障がいのある人、高齢者への声かけ ・遊べる公園が無い ・通学路の車の通りが多い ・街灯が少ない、防犯カメラの設置 ・買い物できる所が少ない ・車の無い人が買い物に行けない ・水害の可能性 ・ポイ捨てが多い ・自転車のマナーが悪い ・外国人への対応の仕方 ・木津川ポンプ場の維持

■今後の地区の取り組み





ルールを守り、若者と高齢者が協力し、 コミュニケーションのとれるまち



■南区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	384 世帯	子ども会 会員数	24 人
自治会会員世帯数 （広報紙配布数）	370 世帯	民生児童委員数	4 人
老人クラブ（会員）数	クラブ数：2 会員数：222 人	地域福祉推進員数	7 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同浴場コミュニティの場 ・ 人と人との結びつき ・ 祭りが楽しい ・ 隣近所のつながり ・ 親切 ・ 見守り活動が活発 ・ 子どもとの散歩が楽しい ・ 公園が多い ・ 静か（騒音が無い） ・ ホタルが見られる ・ 自然が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園が多い ・ 府道が狭い ・ 駅が遠い ・ 公園が整備されていない ・ 行事に年配者が参加していない ・ 一人暮らし高齢者が多い ・ 路上駐車がある ・ 買い物ができない ・ 車のトラブル ・ ポイ捨てがある ・ 空き家がある ・ 猿（害獣）

■今後の地区の取り組み

空き家や
ごみの無い
まちづくり

若者が
活躍できる
地域にする

ルールを守り
コミュニケー
ションをとる

回覧板の
電子化



誰もがつながり支え合える生き活きとしたまち東部



■東部区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	257 世帯	子ども会 会員数	19 人
自治会会員世帯数 （広報紙配布数）	215 世帯	民生児童委員数	2 人
老人クラブ（会員）数	クラブ数：2 会員数：134 人	地域福祉推進員数	18 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の良好な関係性 ・変化があまり無いこと（人や自然） ・住民同士しっかりあいさつできている、近所では明るくあいさつ ・交通事故が少ない ・夏まつりがある ・自然が多い、自然が豊か ・世代間のつながりが強い ・やや高台にあり、また山も近く緑が豊かで見目麗しく心がゆったりできる ・高齢者は元気で明るい 	<ul style="list-style-type: none"> ・使役が多い ・空き家が増えた ・夜中に万灯呂山へ行くバイクの騒音問題 ・子どもが少なくなっている、少子化 ・新しい国道ができるメリット、デメリット ・山が近いので、災害（水害）対策 ・高齢世帯の増加 ・ひきこもる老人の増加 ・買い物が不便（特に老人）

■今後の地区の取り組み

高齢者の状況把握並びに定期的な訪問

新しい国道を生かしたまちづくり

ミニサロンへの参加の声かけ

老人力の活用

ボランティアの継承者の勧誘



高齢者にも若者にも思いやり・活気のある西部



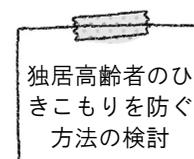
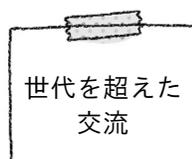
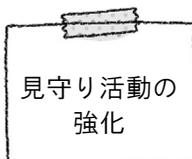
■西部区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	140 世帯	子ども会 会員数	5 人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	115 世帯	民生児童委員数	1 人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：1 会員数：86 人	地域福祉推進員数	15 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none">・ 駅、医院、学校に近い・ 朝の見守り・ にしつうしんの発行・ 多賀地区の中心で駅に近い・ 子ども見守り隊の活動・ 自然が残り環境は良い・ お互いの声かけ、見守り・ 回覧板での隣人の声かけ	<ul style="list-style-type: none">・ 朝夕の交通量が多い・ 子どもが少ない、子どもの減少・ 運動会の不参加・ 人口が少なく行事に支障をきたす・ 老人クラブ新規 25 人・ 消防団員の不足、平均年齢が高い・ 空き家対策・ 高齢世帯が増加、高齢者が多い。今後色々な活動が停滞することが予想される・ にしつうしん止めた。つくる人の負担

■今後の地区の取り組み





子どもとお年寄りを大切にし、住みやすいまちづくり



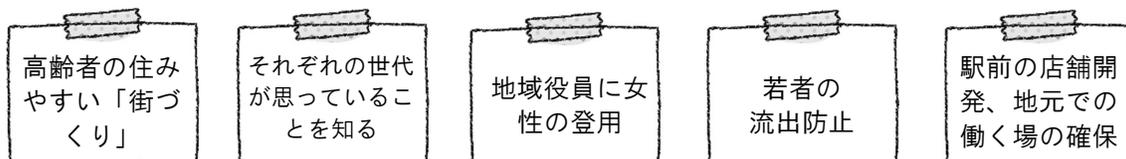
■南部区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	291 世帯	子ども会 会員数	30 人
自治会会員世帯数 (広報紙配布数)	220 世帯	民生児童委員数	2 人
老人クラブ(会員)数	クラブ数：2 会員数：147 人	地域福祉推進員数	16 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方が子どもの見守りに参加 ・町内でのあいさつも積極的。子どももあいさつをよくする ・良いことも悪いことも共有できる地域 ・親睦会、子ども会での納涼、カラオケ大会等の開催による活発な地元住民の交流 ・趣向を凝らしたミニサロンの実施 ・ボランティアなどの各種団体活動が活発に行われ参加人員が増加している ・消防団親睦会の年末警戒で地域の防犯が守られている ・河川の流木流石等の撤去や草刈りなどが、住民の自主的活動で行われ、災害防止等の防災意識が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館前などの危険箇所 ・ひとり暮らし高齢者の生活が不安。高齢者の見守りをどこに連絡すればよいか分からない ・小学生の登校時間帯に車の通過が多い ・道路沿いのポイ捨てが多い ・地区全体での取り組む行事が必要 ・猿などの被害が多い ・緊急、福祉車両などが通行できない道路の整備 ・ハザードマップ掲載箇所の補修や修繕工事 ・山背古道を観光事業としているが、地区の整備などは住民の「道づくり」が主である ・後継者不足による離農家の増加、農耕地の荒廃 ・各種団体活動の女性役員登用の促進 ・若い保護者との交流が少ない、子どもと高齢者の交流が無い

■今後の地区の取り組み





世代関係なく、みんなで楽しみ交流できる地区をつくろう！！



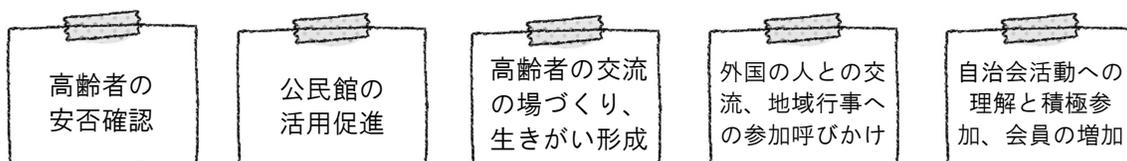
■北部区の状況（令和3年度）

世帯数 ※令和3年3月末時点	341 世帯	子ども会 会員数	24 人
自治会会員世帯数 （広報紙配布数）	256 世帯	民生児童委員数	2 人
老人クラブ（会員）数	クラブ数：2 会員数：101 人	地域福祉推進員数	17 人

■地区の良いところ、気になるところ

良いところ	気になるところ
<ul style="list-style-type: none"> ・公園清掃活動などのボランティア活動参加 ・雑草などが良く刈られている ・掃除、全員ほぼ参加 ・日頃から推進員による声かけ ・治安が良い ・北口の公園で子どもがよく遊びに来ている ・小学生の通学路、車が通りにくい所に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足、各行事をする為のリーダー不足 ・区の役員の確保 ・高齢化が進む中、一人及び二人暮らしの増加 ・道路のポイ捨て ・外国人の増加（居住）による生活に対する考え方の違い ・人口流出、人口の減少による空き家の増加 ・0～2歳の保育児を多賀地区で預けられない ・遺族会、軍人墓地の管理が難しい（掃除活動など） ・清掃活動や美化活動などの参加人員の減少 ・広報などを若い世代にも周知を図るため、公式ライン、ホームページの活用 ・共働き世代は子どもが育てにくい

■今後の地区の取り組み



第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、住民をはじめとして、行政、社会福祉協議会、関係機関、地域活動団体などがそれぞれの特性を活かし、連携・協働のもとで各取り組みの推進を図ります。

取り組みを推進していくにあたって、行政は福祉関連分野だけでなく、まちづくり、防災、建設、教育、産業などの各分野との連携に努めます。

また、社会福祉協議会は住民ワークショップの実施による地域生活課題の吸い上げや、広報紙などの活用による地域福祉の普及啓発などを行い、地域が一体となった取り組みの推進体制の構築を進めます。

2 計画の進捗管理

本計画における取り組みを効果的かつ実効性のあるものとするために、PDCA サイクルに基づき、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価・検証を行い、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

また、住民をはじめ、地域・関係団体などが地域福祉に対する理解を深め、本計画の取り組みを実践していけるよう、ホームページ等で計画を公表するなど、周知啓発を進めます。

資料編

1 井手町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 11 月 19 日

要綱第 17 号

(目的及び設置)

第 1 条 井手町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）策定に関し、関係機関、関係団体との連携、調整を図るとともに、住民の意見を反映させるため、井手町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、福祉計画の策定のために必要な事項について調査及び協議を行い、町長に意見具申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員若干名で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から福祉計画策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 第3次井手町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第3次井手町地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)策定に関し、関係機関、関係団体との連携、調整を図るとともに、住民の意見を反映させるため、第3次井手町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉活動計画の策定のために必要な事項について調査及び協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名で組織し、次に掲げる者のうちから井手町社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他井手町社会福祉協議会会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(作業部会)

第7条 活動計画の円滑な策定、必要な資料の収集、調査及びその他の各種研究を行うため、作業部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、井手町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、井手町社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

3 井手町地域福祉計画及び地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	京都府立大学 公共政策学部福祉社会学科 准教授	朝田 佳尚	会長
学識経験者	人権擁護委員	嶋田 昌和	
学識経験者	綴喜医師会 井手班長	水野 寿	
学識経験者	井手町小・中学校長会 会長	中島 禎宏	
関係団体の 代表者	井手町社会福祉協議会 会長	中坊 溥	副会長 (令和2年10月1日～ 令和3年6月17日)
		脇田 武勝	副会長 (令和3年6月18日～ 令和4年3月31日)
関係団体の 代表者	井手町民生児童委員協議会 会長	杉山 明昌	
関係団体の 代表者	井手町身体障害者協会 会長	佐藤 和子	
関係団体の 代表者	井手町老人クラブ連絡協議会 会長	窪田 政美	
関係団体の 代表者	子育てサークル さんさん会 代表	西田 友理	(令和2年10月1日～ 令和3年3月25日)
		八木 美登里	(令和3年3月26日～ 令和4年3月31日)
関係団体の 代表者	井手町区長会 会長	中井 芳春	(令和2年10月1日～ 令和3年3月31日)
		谷田 享	(令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)

4 井手町地域福祉活動計画作業部会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属	氏名
井手町社会福祉協議会 理事	前田 光春
認知症キャラバンメイト/井手町在宅介護支援センター	久保 悦子
学識経験者	西井 正美
ボランティア	八木 昇
ボランティア	国本 明文
京都府社会福祉協議会	岸 佑太
井手町役場 高齢福祉課	寺井 佳孝
井手町役場 地域包括支援センター	山副 由佳
井手町役場 地域創生推進室	與世田 信忠
井手町社会福祉協議会 事務局長	西島 榮治
井手町社会福祉協議会 事務局	坂井 弥生
井手町社会福祉協議会 事務局	湊 佳枝
井手町社会福祉協議会 事務局	上木 卓磨

5 計画の策定経過

年 月 日	内容
令和2年10月12日	○井手町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（第1回） ・策定スケジュールについて ・アンケート調査について
令和2年11月19日～ 12月4日	○地域福祉に関する住民アンケート調査の実施 配布数：1,700件、回収率：40.6%（回収数：690件）
令和2年12月21日～ 令和3年1月6日	○地域福祉に関する団体アンケート調査の実施 対象団体：14団体
令和3年3月26日	○井手町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（第2回） ・地域福祉に関する住民アンケート調査 結果報告 ・地域福祉に関する団体ヒアリング調査 結果報告 ・アンケート結果から次期計画骨子案作成に向けて
令和3年7月2日	○第3次井手町地域福祉活動計画 作業部会（第1回） ・地域福祉活動計画について ・第3次地域福祉活動計画の策定方法とスケジュール ・現行計画の評価について ・地域福祉を取り巻く井手町の現状について ・住民アンケート調査結果について ・団体ヒアリング調査結果について ・ワークショップについて ・次期計画骨子案作成に向けて
令和3年7月 14日、16日、21日	○地区別ワークショップの実施 参加者数：61人（14日：19人、16日：17人、21日：25人）
令和3年8月6日	○第3次井手町地域福祉活動計画 作業部会（第2回） ・ワークショップの結果報告について ・計画骨子案について
令和3年10月6日	○井手町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（第3回） ・地区別ワークショップについて ・第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）について
令和3年11月12日	○第3次井手町地域福祉活動計画 作業部会（第3回） ・計画素案について
令和3年11月30日	○井手町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（第4回） ・第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
令和4年2月2日～ 2月16日	○パブリックコメントの実施
令和4年2月22日	○井手町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（第5回） ・第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終確認）について

第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画
～井手町あいあい（I あい）プラン～

発行年月：令和4年3月

発行：井手町 住民福祉課 〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67

TEL：0774-82-6164 FAX：0774-82-5055

井手町社会福祉協議会 〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東前田 23

TEL：0774-82-3901 FAX：0774-82-3642